
第12回

生活困窮者自立支援 全国研究交流大会

報告書

一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク
厚生労働省委託事業

実施

一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク
厚生労働省委託事業

後援

全国社会福祉協議会／滋賀県／大津市／
滋賀県社会福祉協議会／大津市社会福祉協議会／龍谷大学

はじめに

一般社団法人生活困窮者
自立支援全国ネットワーク

代表理事

新保 美香

(明治学院大学 教授)



第12回生活困窮者自立支援全国研究交流大会は、2025年11月8日(土)から9日(日)の2日間にわたり、「視界がひらけない時代だからこそ、生活困窮者支援でつくりだしたい地域共生社会。手応えもつらさも楽しさも共有しながら、経験をつなぎあい、生活困窮者支援の制度と取組を前に進めよう。」をテーマに滋賀県で開催されました。

1日目は、滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールを会場に行われました。オープニングは、手話シンガーソングライター yokko さんによる手話を交えた歌が披露されました。滋賀県の公式キャラクター、キャッフィーとチャッフィーも登壇し、参加者の心がひとつになりました。主催者挨拶は上野賢一郎厚生労働大臣が担われました。大臣からは、生活困窮者自立支援の意義と今後に向けた期待を力強く伝えて頂きました。

第1部は、宮本顧問のコーディネートで「こども・若者の困窮に向き合う」をテーマとしたシンポジウムを行いました。東京都立大学の阿部彩先生の基調講演をふまえて、全国でこども・若者支援に取り組まれる、NPO法人おおいた子ども支援ネット矢野様、NPO法人サンカクシャ荒井様、一般社団法人ともしび at だんだん近藤様、NPO法人暮らしづくりネットワーク北芝の尼野様から、実践の現状をお伝えいただきました。今後、こども・若者にいかに支援を届けていくことができるかを考える、貴重な時間となりました。

第2部は、「地域共生社会の実現と生活困窮

者自立支援について — 「中間とりまとめ」を踏まえて」をテーマに、厚生労働省生活困窮者自立支援室・地域共生社会推進室の南室長に原田理事がインタビューされ、「中間とりまとめ」のポイントや、今後、生活困窮者自立支援制度がどのような役割を果たしていくことができるかを再確認できました。

第3部は、立花高等学校校長の齋藤真人先生に「『それで、よかよか』が響く場所 — 寛容と多様性について」というテーマでご講演いただきました。齋藤先生の笑いあり、涙ありのお話からは、こどもたちとかかわるなかで何を大切にしなければならないかを教えていただくとともに、こどもとかかわるなかで自らができることについて前向きに考え実践する力をいただきました。講演後の齋藤先生と奥田代表との対話によって、齋藤先生のお話を深めることもできました。

2日目は、場所を龍谷大学瀬田キャンパスに移しての開催となりました。12の分科会に分かれてのテーマ別の議論も、登壇者、コーディネーターのみなさまのご尽力で、実り多きものとなりました。最後は「地域共生社会とは何か」を問う、まとめの全体会で締めくくりました。

本大会には、対面、オンラインをあわせて、1500名を超える方が参加されました。大会の企画・運営を支えてくださった、滋賀県現地実行委員会のみなさま、龍谷大学のみなさまに、この場を借りて、心より御礼申し上げます。経験をつなぎあい、支援を前に進める力となる大会となったことが実感された2日間でした。

「第12回 生活困窮者自立支援全国研究交流大会」 報告書

もくじ

はじめに	1
巻頭言	4
開会あいさつ、来賓あいさつ	6
上野 賢一郎／阿部 守一／岸本 織江／佐藤 健司／安藤 徹	
第1部 こども・若者の困窮に向き合う	9
阿部 彩／矢野 茂生／荒井 佑介／近藤 博子／尼野 千絵／宮本 太郎	
第2部 地域共生社会の実現と生活困窮者自立支援について —「中間とりまとめ」を踏まえて—	16
南 孝徳／原田 正樹	
国会議員からのエール	20
鬼木 誠／嘉田 由紀子／石橋 通宏／杉 久武	
第3部 『それで、よかよか』が響く場所—寛容と多様性について	21
齋藤 真人／奥田 知志	
分科会レポート	27
分科会1(身寄り支援)	28
身寄りのない人の窓口となり生活困窮者支援はどうなる？	
分科会2(家計改善支援)	30
子ども若者期における家計改善支援の必要性—現状と実践事例—	
分科会3(包括的支援)	32
自立相談支援事業の展開と課題～包括的支援体制をめざして～	

分科会4(支援者支援).....	34
生活困窮者支援における「支援者支援」のネットワーク(機能と役割)について	
分科会5(罪に問われた人の支援).....	36
罪に問われた人の社会復帰支援:刑事司法と地域社会をつなぐには	
分科会6(対人援助論).....	38
専門官と一緒に私たちができる“包括的な相談支援”を考えよう!	
分科会7(子ども若者支援).....	40
繁華街に集まる若者たちの課題と支援を考える	
分科会8(就労支援).....	42
居場所的仕事からGAFAM雇用まで人にあわせてしごとをつくる	
分科会9(居住支援).....	44
単身化に対応する居住支援—居住サポート住宅と地域居住支援事業を考える	
分科会10(被災者支援).....	46
災害法制に位置づいた福祉—生活困窮者自立支援はどうする?—	
分科会11(自治体・連携).....	48
市場に関与して必要な支援サービスを作り出す~自治体の役割と施策分野・部門間の連携~	
分科会12(多職種連携).....	50
つながって支えあう滋賀の実践~福祉・医療・司法の連携~	
まとめの全体会 地域共生社会とは何か	52
奥田 知志/原田 正樹/鍋木奈津子/生水 裕美	
●大会ニュース.....	56
●開催要綱.....	64
●大会参加者属性・アンケート集計結果.....	72
●現地実行委員会 所属団体一覧.....	81
●一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク役員一覧.....	82

巻頭言

「分断の時代に—生活困窮者 自立支援制度の時代的意義」

一般社団法人生活困窮者
自立支援全国ネットワーク
代表理事
奥田 知志



2015年生活困窮者自立支援制度は「断らない相談」を目指し創設された。同時期、国連総会にて「持続可能な開発目標 SDGs」が発表された。テーマは「誰一人取り残さない (leave no one behind)」。「取り残さない」という言葉は「ずいぶん上から目線だな」と感じた。言うのなら『誰一人取り残されない』だろう。しかし、両者には分断や排除、差別を許さない明確なメッセージが込められ、共生、包摂、連帯などが今の世界には何よりも必要であることを示していた。

そして10年が過ぎた。昨今はSDGsのバッジを付けた人をほとんど見なくなった。開発目標は2030年をゴールとしており、まだ終わったわけではない。が、何となく「忘れられた」感じもする。いや、これは記憶の問題だけではない。この10年で世界がずいぶん変わったことが大きい。分断が進み人の心が冷えてしまったように思う。各地で戦争や虐殺が起こっているが世界は真剣に止めることもせず静観している。欧米のみならず日本においても「第一主義」や「ファースト」という言葉が飛び交っている。何かを第一にすると、二の次、三の次が生まれる。そのような「構造」が世界各地で見られるようになった。

分断を煽る人々がいる。止めて欲しいが、一方でなぜ少なくない人々が「第一主義」や「あなたが一番大事」というメッセージに心を

動かされたのか。私たちはその理由も考えなければならぬ。

「ファースト」を掲げる大統領の登場に最も喜んだのは「ラストベルト Rust Belt 赤錆地帯」と呼ばれた地域の人々だった。かつてアメリカ経済を支えた自動車や鉄鋼などの製造業が栄えた場所だ。その後、中国や日本、アジアにコスト競争で敗れ「赤錆」と呼ばれるにいたる。「自分たちは捨てられた」「誰も自分たちの現実を知ろうとしない」という嘆きと悲しみが沈殿していった。そこに「君が一番大事」と宣言する大統領が現れる。それが人々の希望となった。気持ちはわかる。人情として当然だと思う。

日本においても同様の構造が起こっているように思う。就職氷河期問題（1993年～2005年に大学卒業者）は1700万人と言われ、正規雇用に就けないまま定年を迎える人も今後出てくる。厚生年金に加入できないまま老後を迎えると退職金なし、国民年金のみの「低年金高齢者」となる。さらに年収216万円以下の「アンダークラス」と呼ばれる人々（パート主婦以外の非正規雇用労働者）は890万人いると言われている（早稲田大学橋本健二教授）。このような人々の中に「自分は取り残された」と思う人がいても不思議ではない。そこに「あなたが一番大事だ」と言われれば涙が出た。その通りだと思う。

「自分が大事」は誰しも思うことだが、厄介なことに「第一主義」は「排外主義」に結びつきやすい。米国ではICE（米国移民税関捜査局）を巡り国の分断が進む。日本でも「外国人排除」の動きが各地でみられるようになっている。外国人排除を訴える人々の中には「二の次、三の次にされた、捨て置かれた悲しみ」を知っている人がいるはずだ。その悲しみを知っている人が、結果「排除」を叫び、新たな悲しみを作る。悲しい。

「第一主義」というのは結局のところ「こっからここまで」と人や社会を部分的に捉える思考である。それが「分断」や「差別」を生む。これはいかんと思う。しかし、かくいう私自身その当事者でもあった。私は長くキリスト教に身を置いてきた。「本業は教会の牧師です」と自己紹介をする。そのキリスト教会こそが「こっからここまで」を2千年に渡り言い続けてきたのだ。話しは単純。「キリスト者にならないと救われない」と伝道してきたからだ。私は牧師になった時、「まずこれを止めよう」と思った。「こっからここまで」だけしか相手にしない神様など神ではない。天国があるのなら「全員天国行き」。これでいい。そもそもイエスという人は「汝の敵を愛せ。迫害する者のために祈れ」と言った。そこには「分断」はなかった。少々、牧師臭い話になったが「こっからここまで」で育ち、洗礼を受けた時に何等かの「特権意識」を感じてしまった自分がいたのは確か。反省している。

さて、本論に戻そう。生活困窮者自立支援制度は「断らない相談」を目指し造られた。今日も全国で仲間たちが「断らない」「断れない」と悩みつつ相談支援を行っている。そし

てSDGs目標達成まであと5年もある。ならば、やってやろうじゃないか!と思う。相談支援の技術習得や知識も大事だ。今年からスキルアップ研修も始まった。しかし、何よりも大切だと思うのは、この分断の時代に「断らない」、「こっからここまで」と言わない共生社会の創造を私たちが担っているという意識だと思う。

「断らない」が「すべて解決する」を意味するのではない。それはできないし下手をすると体を壊す。問題や課題を解決するために「解決型支援」は大事である。しかし、現実はその簡単ではない。だからこそ「解決しなくても一人にしない。ここまでと言わない」という「伴走型支援」が重要となる。「断わるな」というのなら、そのような支援の意義を国はもっと評価してほしいと思う。

この時代に「断らない生活困窮者自立支援制度」があり、それに関わる人が何千人と存在することは希望だと思う。お互い励まし合いながらこの事業の「歴史的意義」を分かち合いたい。そして、それだけ「意義のある仕事に見合う待遇」が確保されることも求めたい。

最後に。改めて言う。やってやろうじゃないか!

開 会 あ い さ つ



厚生労働大臣
上野 賢一郎



一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク
代表理事
長野県知事
阿部 守一

日頃より、生活に困難を抱える方々に寄り添い、支援に尽力されている皆さまに、心より敬意と感謝を申し上げます。また、本大会開催にご尽力いただいた実行委員会や生活困窮者自立支援全国ネットワークをはじめ、全ての関係者の皆さまに御礼申し上げます。ここ滋賀県は私の生まれ育った地であり、全国からお越しの皆さまを心から歓迎いたします。

生活困窮者自立支援制度は施行から10年が経ち、新型コロナウイルス感染症拡大などの困難に直面しながらも、重要なセーフティーネットとしての役割を果たしてきました。今後の人口減少や高齢化等を考えれば、地域共生社会を実現するための取組の強化が不可欠であり、制度の狭間を生まない支援を理念とする生活困窮者自立支援制度を中心とした包括的な支援体制の構築に向けて制度見直しの検討を進めていきます。結びに、本大会が、皆さまの経験を共有し、新たなつながりと活力を生み出す場となることを心から祈念いたします。

本日は研究交流大会にご参加いただき、誠にありがとうございます。生活困窮者自立支援法ができて10年が経過します。この間、生活困窮者支援の在り方もさまざまな課題に直面しています。そうした中、支援に当たられている皆さまが日々悩みながら努力し、取り組んでいただいていることに心から敬意と感謝を表します。

この交流の場は、日頃の悩みや課題を互いに共有し、次のステップに向かい取り組むことができる起爆剤として活用していただければと思います。支援に携わる皆さまが疲労困憊してしまっては、充実した有効な支援を行うことはできません。ぜひこの交流の場を活用して、共につなぎ合い、連帯して解決の糸口を見つけ、未来に向けた希望や展望を共有していただければと思います。

結びに、今回の大会が皆さまにとって有意義で実り多きものになることを心から願うと同時に、皆さまのそれぞれの地域・お立場での一層のご活躍をご祈念申し上げます。

来賓あいさつ



滋賀県副知事
岸本 織江さん

滋賀県によろこそお越しくございました。日頃より生活困窮者自立支援の現場でご尽力されている方々に、この場をお借りして心より感謝と敬意を申し上げます。

近年、物価高騰等の影響で生活に不安を抱える人が増加し、支援を必要とする方々の課題は複合化、複雑化しています。こうした状況で、一人ひとりに寄り添った支援を行うための対応力向上や、支援者自身の孤立を防ぐための分野を超えたつながりが極めて重要となっています。本県においても、支援者向けの研修等を通じて関係機関の連携強化や支援ネットワーク構築に取り組んできました。今後も、誰もが役割を持ち、その人らしく活躍できる共生社会実現に向け、取り組みを進めてまいります。本大会は、現状や課題を共有しながら、より効果的な支援の在り方について議論を深める貴重な機会です。この場を通じて新たな気づきやつながりが生まれ、支援の輪がさらに広がっていくことを心よりご期待申し上げます。



大津市長
佐藤 健司さん

全国から大津市へお越しいただいた皆さまを心から歓迎いたしますとともに、様々なお立場で生活困窮者自立支援にご尽力いただいていることに、深く敬意と感謝を申し上げます。本大会において、さまざまな困難を抱える方々への支援の在り方について意見を交わし、提言を行っていただくことで、地域における支援の一層の充実につながることを期待しています。

本市においても関係機関と連携し、各種支援事業に取り組んでいますが、社会的孤立が深刻化する中、当事者に寄り添ったアウトリーチ型支援や、支援者同士の連携がますます重要となっています。本大会を通じて経験を共有し、交流を深めていただくことは大変意義深いものと考えています。大津市は歴史文化に恵まれたまちです。大会の合間にその魅力にも触れていただければ幸いです。本大会が地域共生社会の実現に向けた実り多い機会となり、皆さまの今後のご健勝とご活躍につながることを心より願っています。

来賓あいさつ



龍谷大学
学長
安藤 徹さん

大会の開催にご尽力された関係各位に深甚の敬意を表します。また、ご多用の中をご参加くださいました皆さまに、2日目の会場を担当する龍谷大学を代表して、心より感謝と歓迎を申し上げます。

生活困窮者の自立支援は現代社会における切実かつ複雑な課題であり、実践と理論の両面から意欲的に取り組むべき重要な営みです。浄土真宗の精神を建学の精神とする本学でも、福祉・医療・司法の連携支援に関する実践的研究のほか、矯正・保護・福祉に携わる人材や心理専門職の育成などに注力してきました。引き続き「まごころ」ある市民を育むべく、諸活動を通じて地域・行政・福祉現場との連携を深め、社会的に困難な状況にある方々とともに歩む姿勢を大切にしながら、ともに支え合う社会の実現に貢献していく所存です。

本大会が、支援の現場に新たな希望と繋がりをもたらし、皆さまの今後の活動に資する実り多き機会となりますことをお念じ申し上げます。

全体会

第1部

こども・若者の困窮に向き合う

基調講演

東京都立大学

人文社会学部 教授 阿部 彩

登壇者

NPO法人おおいた子ども支援ネット

理事長 矢野 茂生

NPO法人サンカクシャ

代表理事 荒井 佑介

一般社団法人ともしびatだんだん

代表理事 近藤 博子

NPO法人暮らしづくりネットワーク北芝 コーディネーター 尼野 千絵

コーディネーター

一般社団法人生活困窮者
自立支援全国ネットワーク

顧問 宮本 太郎
(中央大学法学部 教授)



とりのこされる最貧層と社会の分断

阿部彩 15年ほど前、講演などを通じて子どもの貧困や生活困窮の深刻さを訴えてきました。その後、生活困窮者自立支援法や子どもの貧困対策法など制度が整備され、貧困率も2012年をピークに低下してきました。結果として、従来の「おなかをすかせた子どもがいる」「非正規労働者が厳しい」といったメッセージは、2025年の現在ではすでに共有された常識となり、社会に届きにくくなっていると感じています。



東京都立大学
人文社会学部 教授
阿部 彩

貧困率が下がることで人々の関心は薄れ、「このまま進めば自然に解決するのではないか」という空気も生まれています。近年は、物価高を理由とした説明が主流ですが、これは誰が本当に困窮しているのか、どこに支援を集中すべきかが見えにくいという問題を抱えています。私もかつて財務省から「何に予算を付ければ貧困は改善するのか」と問われ、明確に答えられませんでした。制度が増えた現在ほど、その問いは難しくなっていると感じます。

データを見ると、貧困の姿は一般に想定されているものから大きく変化しています。年齢別では、子ども全体の貧困率は低下している一方、20～24歳の若者層には依然として高い山があり、高齢期、とりわけ75歳以上の女性では貧困率が非常に高くなっています。2012年以降、子どもと勤労世代の貧困率は下がる一方で、高齢者、特に高齢女性の貧困率は上昇しており、離婚・未

婚に加え、夫との死別が新たな貧困リスクになりつつあります。

子どもの貧困に関しても、一人親世帯はクローズアップされてきましたが、二人親世帯の問題は十分に注目されてきませんでした。特に自営業世帯では子どもの貧困率が高く、産業政策と結びついた支援の必要があります。

政策面では無償化や手当の拡充などが進んでいますが、その対象となる貧困層はより困難な人々に集中し、現場では「残された層」の厳しさが増えています。学力や精神的ウェルビーイングでも、上位層は向上する一方で、最下層は取り残され、自殺の増加など深刻な兆候も見られています。加えて、日本では再分配後の子どもの貧困率が再び高くなる逆転現象も起きており、最も厳しい層への視線が弱まっている危険性があります。

より悲惨な事例を競い合う「かわいそう競争」に陥るのではなく、誰もが生きやすい社会をつくるために、なぜ資源や支援をそこに投じる必要があるのかを、分断が進む社会の中でどのように説明していくかが、今後の最大の課題であると考えています。

「相談」よりも「雑談」を

宮本太郎 阿部さんの基調講演を受けて、パネルディスカッションを始めます。「困難・苦境・困窮」が複合的になり、子ども・若者支援の分野は、生活困窮者支援の中では難しい分野と見なされがちでした。また、若者の



一般社団法人生活困窮者
自立支援全国ネットワーク
顧問

宮本 太郎

多くは「生成 AI」「SNS」を相談相手として使っています。こうした中で、相談支援の現場でどう立ち向かっていけばいいのか。パネリストの皆さんからお話を伺います。

矢野茂生 私はもともと児童自立支援施設で専門官として勤務し、社会的な支援をし



NPO 法人おおいた子ども支援ネットワーク
理事長

矢野 茂生

ようと独立しました。支援が必要と思っていた子どもは支援の窓口にはつながりにくく、どのような支援やり取り、関係性をつくるための取り組みが必要なのかを考え、子どもや若者のライフコースをサポートする事業を展開しています。

開しています。

一つ目は「ひとりぼっちになれない社会デザイン」をつくらうということです。家族が支えることができた時代を背景に政策や制度がつくられてきましたが、時代が変わり、関係性も変わってきています。修道士の研修所と民家を購入し、福祉の事業と地域の活動と、大学生を活用して子どもたちの福祉の事業を展開しようとしています。

もう一つは、県から子ども・若者総合相談センターとひきこもり地域支援センター、社会的養護自立支援拠点事業を総合相談という形で受けていますが、これで本当に若者たちとつながれるか疑問がありました。

若者たちに聞いてみると、若者たちがつくる相談のデザインは仕様書とは全然違います。そのなかで若者たちが出してきた一つがこの言葉です。「矢野さん、やっぱり相談より雑談だよ」。それで、民家棟の中で多様な雑談ができるような仕掛けをしています。おしゃべりをする中で、「実はこんなこ

とに困っている」ということが生まれてくる。困りごとが出たときに急に支援者になるのではなく、「もうちょっと聞かせてよ」と入っていくと、明確に主体的なニーズが出てくることが多い。そうした場づくりを、若者の力を借りながら一緒にしています。

そういったことを通して最近思うのは、個別支援の限界です。確かに困りごとを持って、深刻な状況では個別支援は重要です。緊急対応も必要です。そうなる手前の支援として、全体最適を図るような支援の仕方を考えています。

自立は、安心・意欲・自信の回復から

荒井佑介 2019年に、若者の社会参画を応援しようと「サンカクシャ」を設立しました。東京の池袋で活動していて、15歳から25歳ぐらいの若者をサポートしています。相談者の多くは20歳を超え、相談の種別としては住まいの支援が一番多くなっています。委託事業は一切受けず、法人寄付を集めて、「居場所」「仕事」「住まい」のサポートを3本柱で取り組んでいます。



NPO 法人サンカクシャ
代表理事
荒井 佑介

「子どもの貧困」という言葉が出始めたタイミングで学習支援に取り組み、その教え子はみんな高校に進学したのですがみんな中退して、妊娠・出産、闇バイトに触れたりしていました。それで高校生の年代を支援しようとサンカクシャを立ち上げました。

小さいころから虐待を受けてきた子どもたちは「人間関係が怖い」。否定されて育って

いるので何かに取り組む意欲がありません。孤立して犯罪に巻き込まれることも多いです。支援先を検索しても行政のページは難しくてあきらめ、相談窓口には行かずにSNSで安く住める家を探します。そこで私たちのところにつながってきます。

2019年ごろから週4日ほど居場所の運営をしています。若者たちは夜になると「帰りたくない」と言って朝まで一緒に過ごすことが多く、月3日、深夜帯の居場所もしています。ゲーミングPCを置く場所をつくり、明け方まで一緒にゲームをしていると、「実はこういうことに困っていて」ということを打ち明けてくれることもあります。

住まいの支援も行っていますが、安心できる場所を確保すればすぐに働けるようになるわけではありません。地域の人の仕事の体験の機会をくれたり、若者を採用してくれたり、探してきてくれたりしていて、3年間かけて安心・意欲・自信を回復させて、自立に向かっていくようなサポートを行っています。

地域で見守る目を増やす

近藤博子 私は、地域のおばちゃんとして地域の子どもたちと関わってきました。私が活動しているのは、東京都大田区の小さな居酒屋の空き店舗です。私は歯科衛生士の仕事もしていて、歯と健康と食をつなげたいと思ったときに、たまたま「八百屋」をやらないかという話がありました。



一般社団法人ともしびatだんだん

代表理事

近藤 博子

2008年に八百屋を始めると、買い物を

目当てに来た体をして、身の上話や困りごとの相談を持ってくるようになりました。2009年に「ワンコイン寺子屋」を始めると、一人親家庭の子ども、障害のある子ども、きょうだいが多くて塾のお金を出してくれと言えない子どもたちが集まるようになり、家庭の様子もちょっと見えてくることに気づきました。

寺子屋以外にも、子どもと大人がいろいろ関わり合う場をつくっています。子どもたちはミニ社会の中でいろいろなことを学び、集まった大人たちに自分のことを話す子どもたちもいます。時間が経つと、子どもたちは、見守られる側から自分たちも見守っていこう、お手伝いしていこうと、小さな子どもたちの話を聞き、自然に関わっていくようになりました。

近所の先生の話から困りごとを抱えた子どもがいると聞き、子ども食堂を始めました。コロナ禍に活動が少し変わりましたが、子どもたちと地域のおばちゃんがつながりながらいろいろな話をします。「おかえり」「今日はどうだった?」、そんな声かけができるのがおばちゃんたちのいる場所です。自分たちの目の前にいる人に目を向け、その中で聞いたこと、見たことから、次の自分たちの活動について考えています。

一団体、個人でできることには限りがあるので、いろいろな人たちとつながっていくことで活動の輪を広げて、子どもたちを見る目や見守る目をどんどん増やしていくことが大事だと思っています。

支援者ではなく、一人の人として関わる

尼野千絵 今日は若者支援というテーマですが、NPOとしては子どもから高齢者まで、地域に住む人たちを対象にした事業をして

います。

北芝というエリアは、被差別部落の地域で、もともと住民を中心とした運動やまちづくりがベースにあり、NPOの設立に至りました。地域住民向けの活動に取り組んできましたが、箕面市でパーソナル・サポート・サービスに取り組んだ際、若者の相談が押し寄せ、若者たちの活動をつくるようになりました。

まちづくりをしていたら個別支援の必要性が出てきて、相談の中で出会う人たちを地域で活動しているところにつなげています。「そんなことで困っているなら今度うちにおいて」など、個別のつながりが生まれています。

10年ほど前、生活支援をしていた高校生くらいの若者が、年末年始、コミュニティハウスで生活することになり、「何かお正月らしいことをしよう」と地域のおばちゃんたちと一緒におせちをつくることになりました。それが定着し、地域の単身世帯や高齢者に配るといった地域の活動になっています。若者のために地域の仕事を作業分解して切り出したら、「ちょっとだけなら働きたい」という高齢のおばあさんが出てくるようになりました。若者のためにと思ってやったことが、若者以外の地域の人たちのニーズも掘り起こされることも体感しています。

若者と関わっていると、支援者と関わることを求めているのではなくて、一人の人として関わってほしい、それを長くつながりとして持ってほしいと感じます。ゆるやかな関係がつながり、困ったときに「そういえば」と連絡をくれたり、地域の人に



NPO法人暮らしづくりネットワーク北芝
コーディネーター

尼野 千絵

話をしたりしています。相談員が一人でできることの限界はやればやるほど感じるので、地域の中につなぐことを意識しています。

宮本 ありがとうございます。では、これから具体的に今の制度・資源をどう生かしていくのか。阿部さんからご感想を含めてお話しください。

トリアージ的な発想で包括的な支援を

阿部 皆さんのお話を聞いていて、支援をしなきゃとか、弱者だとかという考え方はなく、雑談の中でやったり、近所のおばちゃん的なところでやったり、地域でのまちづくりという観点でやったり、境界線が見えなくなってきたと感じました。

どのような形であれ、誰でもどこでも生きやすい社会をつくるためには、個々の努力ではなくてフレームづくりも必要ではないかと思っていますが、いかがでしょうか。

宮本 子どもたちは、いろいろな問題を抱えていても、最後に露呈するという状況で、それを救うためにもいろいろな仕掛けをつくらなければならないというお話をいただきました。場でいろいろなものを見聞きしたうえで、つかまえたニーズを念頭に置きながら、どんな手が打たれなければならないのでしょうか。

矢野 若者支援では、トリアージ的な発想がとても大事だと思っています。若者たちが何らかの関係性の中で困っていることを自分たちから発せられるような取り組みは、社会において大事な取り組みです。一方で、社協や子ども・若者総合相談やわれわれのような制度を使った窓口の専門性も大事です。それをうまく利用できるようにデザインして、つないでくれる方といかに手を組

むか。つまり、われわれ支援団体もかなりトリアージ性が高く、包括的に手を組み、若者のニーズを拾ったり投げ返したり対応したりすることが求められていると思っています。

費用対効果の低い若者支援と制度のあり方

荒井 私たちはもともと若者のニーズに合わせてすべての活動をつくってきました。必要なものをつくってお金は自分たちで集めてやってきたのですが、スタッフの人数も増えてくると、みんなができるような形にしなきゃみたいな圧力も働きます。

寄付をいただいている以上、結果や成果を出さなければとは思いますが、費用対効果を考えると、手間がかかる若者ほど費用対効果は悪いはずですが、成果を求められると、彼らを変えなきゃという圧が働いてしまいます。そのまま一緒にいることのほうが成果も出るのではないかと思うのですが、それをどうやって枠組みとして担保するかということは重要です。

制度や枠組みができると、できることや制度というもので物事を考えがちですが、本来は目の前の若者のニーズにどう応えるか、若者のニーズから出発しているかどうか、です。若者のニーズに応えるまま制度が使えたらいいと思います。

一方で、居住支援は金銭管理、生活保護の利用など、まさに制度が近づいてくる領域です。ただ一緒にいるというのをやるのは極めて難しいのが居住の支援で、ちゃんとした支援のチームと支援ではないチーム、両方をしっかり分けないと、支援に飲み込まれる感覚があります。住まいの支援の領域では、若者支援をするのであれば枠組みをちゃんと開発して、関わり方、スタッフ

の養成など、一から開発していく必要があるのではないかと思っています。

支援の継続性

近藤 助成金や補助金をもらわなくても、できる範囲でやっています。だからこそ自由に、「昨日できなかったことを今日やろう」とノリでできています。ただフレームがない私たちの活動と、フレームの中で動いている支援活動とのパイプがしっかりあることが重要だと思っています。私たちの活動ではできないことがフレームの中にはしっかりあるので、そこがうまくつながっていくことで、私たちは安心して自分たちの日々の子どもたちとの関わりで活動ができる気がします。

尼野 若者は「恋人ができた」「仕事が見つかった」と箕面市外へ転出します。たとえば自立の窓口ならつなげてくれたりしますが、うまく若者が相談員につながったとしても、窓口ではなくその人に相談しているという感覚です。逆に言えばつながらない可能性も高く、そこで切れてしまうことも多いです。そうした点は、今の枠組みの中では限界があり、バージョンアップできる部分ではと思っています。

宮本 実は今日のセッションからひとつの結論が見えています。ここで皆さんが語った「場」というのは、絶対に生成AIとのトークでは実現できない場です。生成AIとの共存の仕方も含めて、皆さんへのメッセージをお願いします。

関係性を丸ごとつなぐ

矢野 僕は若者支援を考えるうえで、子どもたちの最大のプラットフォームは学校だと思っています。教育分野と子どもたちの

ことで連携すると、学校になかなかなじめなかつた子たちからは、義務教育が終わって高等学校も行かないし就職もしない、という相談が増えています。そうしたときも、子どもたち・若者たち一人の生き方を考えれば、多様な形で多分野の支援団体や窓口や機関がつながっていくことが大事です。制度を使うことが必要な若者もいますが、制度にはあまり属さないけれども、子どもや若者と関係性をしっかりつくれる場所と、関係性を丸ごとつないでもらって、若者を隙間に落とさない支援が実現できたらいいなと思っています。

荒井 支援はものすごく大事なのですが、一方で支援じゃない何かがあることも、今日のこの場でも明らかになりました。私はずっとこっち側を突き詰めてきたので、これが何なのかをちゃんと可視化することが宿題だと思いました。

若者支援がもっと広がっていくフェーズになったときに、枠組みみたいなものが重要だということも、制度の活用についても何かしら考えていかなければならないと思っています。制度の枠組みで活動している皆さんとディスカッションしながら、どういう在り方がいいのかを考えていきたいです。

近藤 私はおばちゃんという立場をずっと守って関わり続けていきたいと思っていますし、そういう人がたくさん増えることを願いながら活動していきます。子どもに関わることはすぐに答えが出ないので、踏ん張ることが大事なことかなと思っていますし、それが試されている時代なのかなと思っています。おばちゃんとして踏ん張りながら、若者が大人になったときにまた踏ん張ってもらえるよ

うな種をまいておこうかなと思います。

支援における生成 AI との共存

尼野 私は SNS を使った相談事業の相談員もやっていて、この半年ぐらい、生成 AI に紹介されたという人が増えています。24 時間即応してくれる、言いにくいことも聞いてくれると言われます。「それって既存の窓口が全部できないやつやん」と思ってぞっとしました。夜中に LINE で連絡が来ていて、返事が翌朝になってしまうと返事がこなくなることもあります。そういう意味では、今若者たちが求めているものが、すごくよくわかりますので、それを避けて通ることは無理だなと思います。

ただ、相談への入り口や、何かにつながる入り口に生成 AI があるというのは可能性のある話だと思います。逆にそれをどう使っていくかという教育に力を入れるべきなのではと思いました。

宮本 ありがとうございます。生成 AI が窓口や制度を紹介するぐらい皆さんの発信が広がり、深まる、生成 AI が無視できなくなるところが非常に大事だと思います。

加えて、制度の詳細は生成 AI に覚えさせればいいわけです。皆さんの勝負どころは、自然な場で若者たち・子どもたちがどこかで求めている共感、おそれとか不安とか傷つきやすさに対する人間としての共感をしっかり押し出し、その場を共有していくことが大事なのだと思いました。ありがとうございました。

全体会

第2部

地域共生社会の実現と 生活困窮者自立支援について — 「中間とりまとめ」を踏まえて—

登壇者

厚生労働省 社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室・地域共生社会推進室
日本福祉大学

室長
学長

南 孝徳
原田 正樹



原田正樹 地域共生社会をどうつくっていくかを議論します。

南室長から「地域共生社会の在り方検討会議」の中間とりまとめと福祉部会の議論を踏まえて、今何が議論されているのかをお話させていただきます。



日本福祉大学
学長

原田 正樹

中間とりまとめのポイント

南孝徳 「地域共生社会の在り方検討会議」は、昨年の6月から開催し、約1年かけて議論を進め、この5月に中間とりまとめという形で公表しています。

内容は5つのポイントに記載しています。

1つ目は「地域共生社会のさらなる展開」です。社会福祉法の改正を経て地域共生社会の実現に向けた取り組みが進んでいる一方で、福祉以外の分野との連携や政府全体の取り組みとの連携がうまくいっていないという課題もあり、強化していくべきという提言をいただいています。

2つ目は、包括的な支援体制の整備です。いろいろな生活課題をもつ人が地域で生活している中で、支援・相談を包括的に受け止め、その人のニーズや希望に応じた支援につなげる包括的な支援体制の整備です。制度のはざまを生まないように、生活困窮者支援の仕組みを中心に、既存制度を使っていくことで包括的な支援体制をつくることを提言いただいています。また、小規模



厚生労働省社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室・地域共生社会推進室 室長

南 孝徳

の市町村では、高齢・障害・子ども・生活困窮といった4分野の既存の仕組みをフルパッケージで用意することが難しい地域もあり、実情に合わせた形で機能集約をする特例も必要だという提言もあります。

さらに重層事業の施行後5年を経て、多機関協働と言われる事業に複雑困難なケースがとどまり支援につながっていないという課題も出てきています。機能・取り組みの評価、質の向上に向けた取り組みをしていこうという提言もいただいています。

3つ目は、「身寄りのない高齢者等への対応」です。単身世帯が増加し、身寄りがなく、頼れる人が周りにいない人が増えています。相談体制の強化や日常生活支援、入院入所手続き支援、死後事務の支援等を提供する第二種社会福祉事業の新設といった提言もいただいています。

4つ目は、「成年後見制度の見直し」が法務省で検討されています。成年後見制度が終了した後に地域でどう支えていくか。新しい事業の活用や中核機関と言われるネットワークについて法定化することも挙がっています。

5つ目は、「社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方」「社会福祉における災害への対応」です。

また、財政支援についても機能・取り組みを評価する形で、取り組みに応じた評価にしていく形で見直していくという論点を提示しています。

こうした論点をお示しして、現在、社会保障審議会の福祉部会で具体的な議論を進めていただいているところです。

重層的支援体制整備事業の位置づけ

原田 重層的支援体制整備事業の捉え方や

位置づけがどのように変わろうとしているのかを教えてください。

南 重層的支援体制整備事業は5年前に制度としてできた事業です。位置づけとしては包括的な支援体制を整備していく上での一つの手段で、法律的には市町村が任意で取り組む事業と位置づけられています。実施市町村数は増え、より質を高めて見直しを図っていく必要があると思っています。

既存の仕組み、生活困窮者支援や介護保険制度をしっかりと実施していくことも包括的支援体制の整備につながることでありますので、メインのシステムと言われている介護保険や生活困窮支援の機能強化がまずは大事なポイントです。

他方で、既存の仕組みで制度横断的な対応が難しかったり、複合的な課題の対応が難しいという自治体もあり、重層事業を実施することで制度の支援機関の連携体制や対応力を向上し、メインシステムを機能させながら包括的支援をつくる手段として使っていただければと思っています。

重層事業を使って包括的支援体制を進める上での質の確保・向上のため、計画をつくって、PDCAを回していただく。あるいは、事業を始めるに当たって地域の人、支援関係機関と対話を繰り返して事業の必要性を認知していただき、協力関係を構築する中でこの事業を使って、メインシステムの強化を図って包括的支援体制をつくる方向に取り組みを進められたらと思っています。

包括的支援体制を考えるときに、大きな要素としては「相談支援」と「地域づくり」があります。相談支援・地域づくりはそれぞれの既存の仕組みと言われている生活困窮者支援や介護保険制度に位置づけられています。相談支援や地域づくりは、世帯で

いろいろな問題を抱えている家庭に対して単独で機能しない場合があるので、その連携体制や、それぞれの制度の支援者の複合的、あるいはまたがるような課題の対応力を高めていくための仕組みとしての重層事業と思っています。

重層における生活困窮者自立支援制度

原田 重層の横串を刺すというのは、メインのそれぞれの制度があり、そこをつなぐサブシステムが重層だということですね。

生活困窮を一つの軸として位置づけていくということですが、今の生活困窮の体制でこれだけ大きなことができそうかどうかというのも疑問です。

南 生活困窮者自立支援制度のもともとの制度理念としては、「生活困窮者の自立と尊厳の確保」に加えて「生活困窮者支援を通じた地域づくり」を大きな目標として掲げていました。

包括的な支援体制の整備に当たっては、相談と地域づくりを一体的にやる中でいろいろな人を受け止めていくことが大事ですが、地域づくりが十分にはできない面もある。そうした中でサブとしてそこをうまく補っていくところで重層事業が出てくると理解しています。

生活困窮者支援の基本姿勢には、「社会資源の開発」「社会とのつながりの構築」等があります。これを実現していくためには、体制強化・機能強化も必要です。その一つとして、次の見直しで検討している生活困窮者支援で幅広く受け止めていくことを明確化したり、身寄りのない人の支援について生活困窮の窓口も受け止めていただく。そうした中で体制の強化も確保しながら、支援の質の向上に努めて機能強化をしている

きたいと思っています。

原田 重層の強みの一つに、本人同意がない人たちの支援会議がとても有用になったことがあります。実は生活困窮の中では既にそういう動きもあったわけですが、本人同意がない人たちの支援会議もこれから変わっていくということですか。

南 生活困窮者の支援会議は、生活困窮者自立支援法にもあります。これは支援会議を使うことで、本人同意がどうしても得られないときでも早期に介入していけることと、ネットワーク、支援関係機関につながる機能もある横串を刺す仕組みの一つです。この拡大を図っていきたいと思います。

もう一つは、生活困窮者の実施主体になっていない、福祉事務所を設置していない町村部においては、生活困窮者支援法の支援会議は使えません。社会福祉法にも支援会議の仕組みはあり、重層事業を実施している市町村が活用できることになっていますが、包括的な支援体制を目指していく中で会議体の活用は必要ですので、拡大を検討しています。

これからの方向性と期待

原田 身寄りのない高齢者等が大きな課題になっています。どのように検討され、生活困窮とのつながりをどう考えていらっしゃるか、教えていただけますか。

南 検討会議でもさまざまな議論があり、福祉部会でも9月に論点を提示して議論いただいている状況です。身寄りのない人の生活上の課題に対応する支援体制を市町村単位でさまざまな関係機関が連携する中で構築していくことが必要です。どこか特定の担い手だけが対応していくということではなくて、幅広い関係機関、ネットワーク

の中で支援をする方向性で進めていくべきだと考えています。

その中で、第二種社会福祉事業の提言をいただいています。民間も含めて事業体制をつくるのも一つですし、入り口の相談を既存の窓口で受け止めて、各種の支援体制や地域の見守りネットワークにつないでいく体制をつくる必要があると思っています。その中で生活困窮者支援の自立相談支援機関、場合によっては地域居住支援事業などの活用も必要になると考えています。

原田 これからいろいろなニーズが増えていく。一方では人口減少の中で非常に厳しい地域も増える中で、これからの生活困窮者支援の方向性や期待をお話ください。

南 生活困窮者支援の施行から10年がたち、重要性・役割もあらためて認識されているところですので、生活困窮者支援をこれからもう一步強化していくことが、包括的支援体制をつくっていく上でも大事なことでと思っています。そのために厚労省もしっかり頑張っていかなければいけないと思いますし、予算等の確保や制度改正で生活困窮者支援が軸になる仕組みだということも打ち出していく。こうした中で生活困窮者支援を強化して包括的支援につなげていくという取り組みを2040年という一つの区切りを目指して取り組んでいければと思っています。

原田 包括的支援体制は、新しいセーフティネットをつくっていく上で、今までの制度を大事にしながら、その中の一つとして生活困窮が横串を刺すという形で始まりました。ここを大事にしながら、各市町村の包括的支援体制をつくっていくための制度改正や議論が進んでいるという情報提供をいただきました。ありがとうございました。

国会議員からのエール

自由民主党 衆議院議員 鬼木 誠

私は福岡県議会議員の頃からホームレス自立支援や多重債務者の生活再建に取り組み、国会議員になってからは生活困窮者自立支援制度創設に関わってきました。その後制度は着実に整備され、住まい支援も充実していますが、物価高の影響で支援の重要性は高まっています。これからも支援者の処遇改善や予算確保に努め、子どもの学習・生活支援の基準額見直しなども含め体制の強化に取り組みます。



日本維新の会 参議院議員 嘉田 由紀子

地域のネットワークをつなぎ、支援を横につなぐ取り組みなど、滋賀県知事時代からよく存じ上げており、皆さまの努力に深く感謝いたします。国会議員として、法律や予算面で支援してまいります。比叡山延暦寺の「忘己利他」の教えは一隅を照らす精神です。この精神が、皆さまの励みとなり充実した大会となることを祈ります。



立憲民主党 参議院議員 石橋 通宏

政治の役割は生活困窮者を支え、困窮者が生まれない包摂型の社会をつくることであり、そのためには失われつつある支え合いの仕組みを再構築することが重要です。同時に、それぞれのお立場で頑張っている皆さんの専門性が評価され、処遇を安定させる環境を整えていく必要があります。今後も全ての人を包摂する共生社会をつくり、排外主義に抗して社会を支えると共に、現場の皆さんのご意見を制度改革に繋げていく決意で頑張ります！



公明党 参議院議員 杉 久武

社会や地域の在り方が大きく変化する中、支援の形も新たな形を模索する時代を迎えています。支援を必要とする方が安心して相談でき、地域でつながりを感じられる支援を、皆さまと共に考え、力を合わせて築いてまいります。これからも現場の声に真摯に耳を傾け、誰一人取り残さない社会の実現に全力で取り組んでまいります。



全体会

第3部

『それで、よかよか』が響く場所
—寛容と多様性について

講演 / 対談

学校法人立花学園 立花高等学校

一般社団法人生活困窮者
自立支援全国ネットワーク

校長 齋藤 真人

代表理事 奥田 知志

『よかよか』という口癖

齋藤眞人 皆さん、こんにちは。福岡県の立花高等学校の校長の齋藤です。本大会の開催に当たり、スタッフの方々が献身的な支援をされていることに心から敬意を表します。



学校法人立花学園
立花高等学校
校長
齋藤 眞人

演題になっている『よかよか』という言葉は私の口癖です。ここに卒業生が私のためにデザインしてくれた名刺ケースがあります。このデザインをしてくれた女子生徒の話から始めます。彼女はいわゆる若年未就職者です。この子が卒業するとき「何をやっていいか分からん」と言ってきました。僕は「よかよか。社会がまだあんたに追い付いてきとらん。やりたいことが見つかるまでじっとしとけ」と伝えました。彼女は「わかった」と言って本当に引きこもってしまいました。私は余計なことを言ったと思ったのですが、お母様も同じ感覚の方で彼女は心置きなく自宅にいます。そんな彼女に作品を頼んで謝礼を支払うようにしたところ、彼女に変化が見られました。「収入があるって大事やんな。新しい絵筆や絵の具が買えた。働いてこういうことなんやね」と言うのです。労働の対価としての収入が人生を豊かにするという循環に『腹落ち』したんです。これがきっかけで、彼女はアルバイトを考え出しました。大きく成長をしたのです。

介入型支援と伴走型支援

齋藤 この子に対し手を引いて立ち上がらせよ

うとするのは、教育者や支援に関わる方々に共通するものです。これをわが校では『介入型支援』と呼びます。介入型は結果が出やすい一方、結果が出た際に私たちの自己満足に変わる気がします。たとえば、ある子に対して「毎日家庭訪問し会話していたら、あそこまで明るくなった」「さすがやね、先生」と。頑張っているのは当事者なのに先生が褒められ、支援する側の満足感にすり替わっています。次に訪れるのが相互依存です。「うちの子は先生のクラスじゃない」とか「あいつは俺のクラスに置いておかんと」など。いろんな人の支援で成長を促すところをかっさらってしまいます。

これはまずいと思い、わが校で強く意識するのが『伴走型支援』です。立ち上がりたと思ったときに、つかむ手がそばにあるかどうか。どうしてもわれわれ主体で支援しがちですが、主体は彼らです。よく耳にする『一人も取り残さない』という表現は支援者視点です。共有すべきは『一人も取り残されない』という彼らからの視点が大事だと、生徒たちから学んでいます。

貸し借りができる元気と迷惑

齋藤 本校からみる景色で思うのは、支援者が支援を必要とする人に対し、しなやかさを失っているのではないかということです。

たとえば『人に迷惑をかけてはいけない』という考え方が社会に強くないですか。ぼくは卒業式でこう言います。「人に迷惑をかけ続けなさい。己の力だけで生きている大人は一人もいない」と。われわれは助け合い、支え合っているのに、子どもたちに迷惑をかけるなど言うのは都合が良すぎませんか。だから「自分の苦手な誰かの得意に助けてもらいなさい。元気と迷惑は貸し借りができる。助けてほしいときに『助けて』と言う勇気をもちなさい。言えなかったら、助けを求めていることに気づけないよ」と力を

込めて言います。

歯を食いしばって物事を耐え忍ぶことを美德とする教育を日本は行ってきました。限界を超え自らの命を絶つ子たちが多い状況で、まだ最近の子たちは甘くなったという。とんでもない。彼らは限界まで頑張る強い子たちです。そんな彼らには「その代わり、あなたの得意なことが誰かの役に立つときが来たら、あなたの出番だよ」と伝えています。

本当の意味の自立

齋藤 自立とは一人で何でもできることではないと思います。人の手を借りながら社会の中で共生するのが自立のはずです。しかし、多くの人はあれもこれもできるよう、過度にシステムを整え介入しようとする。100回の頑張れより頑張っているね、の一言が必要です。システムを整えても、愛されている実感がなければただの枠組みです。施しよりも愛、素晴らしい実践をされている皆さまの前でベタな結論ですが、僕はこれ以外にないと確信しています。

最後に一番お伝えしたい話をします。ある中学校にわが校のよさこいを披露に向いたとき、お礼にシュークリームをいただきました。みんな喜んで食べていると、2年の女子生徒が児童養護施設で共に暮らす弟に持って帰る、とティッシュに包み始めました。僕は涙腺が壊れそうになりました。彼女は中学校のころ、優しいだけじゃ社会で通用しないとされたそうです。本当にそうでしょうか。自分の子どもがこんなに心優しい子に育ったら本望じゃないですか。まだ社会にも出ていない子に、子どもらしさを犠牲にしてまで大人に育てようとする前に、社会がもっと寛容であるべきじゃないですか。僕は猛烈に腹が立って「お前はそのままがいい」と言うと、彼女は泣きだして「社会に出るのが怖い」とつぶやきました。そのとき覚悟を決めました。求人票に合うようにこの子たちをこね

くり回すのではなく、この子たちに合う求人票を見つかるのだと。

泣けない人こそ愛したい

齋藤 『この人をこう支援して、こうしなければ』という考えは、勝手な思い込みです。支援される側が腹落ちして『ここまで自分を思ってくれる人がいるなら、やれるかもしれない』と思ったとき、初めて手を差し伸べればいいんです。最後に、学校に飾っている詩を紹介します。人は本当に苦しいときには

苦しいと言えない

本当につらいとき

つらいとは口に出せない

泣いている人ばかりに

気を配るのではなく

泣けない人こそ

愛してあげたい

限界を超え、それでも笑顔で暮らす人が『助けて』と言える、そんな国になってほしいという思いを込めお話をさせていただきました。ありがとうございました。

経験知で判断する介入型

奥田知志 齋藤さん、ありがとうございました。先生のお話は何回聞いてもほっとします。一方で、ちょっと考えさせられます。介入型は、制度という枠組みの中では支援開始から終結とい



う区切があり、どうしても現場には焦りが生じ、つい介入してしまう。結果は出るが、その人のためかは別問題だということですね。

齋藤 支援する人がいなくなったとき、本当にその人の力となり得ているか。介入型は経験知で判断しがちです。「このタイプの子はこれだ」と。介入型はそうせざるを得ないのは分かりますが、ベストだと思わないことです。

奥田 介入型の危険性を認識したほうが良いということですね。

齋藤 われわれがいかに愛するかではなく、彼らが愛されていると実感できるように、思いを掛けるのが大事だと思います。

奥田 制度の枠となると「愛している」という言葉があまり出てこない。でも、最終的に『俺は愛されている』という共感的理解、いわゆる受容ですね。

齋藤 受容という言葉がすべてではないでしょうか。あなたが生きている事実、命がそこにある尊さ、それが愛すべきことなんだ、と伝えたいです。



一般社団法人生活困窮者
自立支援全国ネットワーク
代表理事

奥田 知志

なることも笑えるようになり、逆にまずいと、新たな葛藤が生まれています。

奥田 笑えるという感覚が大事だと思います。

齋藤 期待どおりにいくわけがない。上手くいくかもと願いを込めて試しても思いどおりにいかなかったとき『やっぱりダメだった』という、自虐的笑いかもしれません。しかし、大事なことは『ダメだった』でエネルギーを流さず、『次を考えよう』と、力を先の方へに向ける、そんな笑いに思えます。

子どもたちからの試し行動

齋藤 こんなことがありました。この5月に1年生の喫煙問題が起きたとき、「普通はもう少し我慢するのに、5月は早いね」って、職員室で笑いが起きました。

奥田 普通なら停学処分などでしょうが、お宅の学校はそうならないですよ。

齋藤 先生たちが生徒に張りついて支援します。生徒たちは、先生たちがすごく構ってくれるから、期間が終わると残念がるほどです。

奥田 構ってほしいわけですね。

齋藤 間違いないです。先生方が自分に時間を費やしてくれることが心地いいんでしょう。

奥田 うちに来る若者にも試し行動のような態度をする子がいます。その子に話を聞くと「どのみち捨てられるなら早いほうがいい」と。そういうところで試されながら、新しい何かが構築されていくのかもしれませんが。

これまで話してきた子どもたちは、やはり孤立しているのではと思います。誰にもわかってもらえないと。そこを癒さないと解決は難しい。

齋藤 孤独と孤立を混同しないこと。孤立は決していいものではない。しかし、誰も孤独を好む瞬間はある。そんなとき、無理に手を引かれる支援は、相手に届かないはずですよ。

奥田 誰かと一緒にいれるから一人になれる、

エネルギーを流さない笑い

奥田 齋藤先生にお会いすると『愛おしい』という言葉をよく使われますが、正直そう思えないこともあるのではないですか。

齋藤 苦悩と葛藤がある限り大丈夫かなと。『また、やってしまった。また、失敗した』から見えてくるものを大事につないでいく。校長になって19年ですが、これを繰り返しているうちに腹が立たなくなってきました。以前ならカッと

一人になれるから、誰かと一緒にいることができる。これは両立する概念で、一人が駄目だという話ではないわけですね。

『よかよか』に込めた想い

奥田 さまざまなお話を聞いてきましたが、先生方に対する教育、育成も大事だと思います。

齋藤 キーワードは『醸成』あるいは『燻製』です。さまざまな経験からじっくりいぶされた結果の職員室の雰囲気は不変です。『共通理解』『共通実践』という言葉で、個性が潰されるのは損失です。立花の教員らしくとかいう訳のわからない縛りではなく『あなたらしく』という信頼の中で、自然と教員としての矜持を持った現在の職員室がとても好きです。ちょっとやそつとじゃ崩れない、揺るぎないのを感じます。

そんなわが校は『よかよか』という言葉が曲解して「立花高校は甘い」と言われることがありますが、ある意味、うちの学校は厳しいです。子どもたちが判断し、決断することに大人は介入しないですから。『よかよか』の先には、生徒が自分で考えて自信を持ってやってくれるだろう、という期待があってこそその言葉で、何でも『よかよか』なら放置になる。そんな覚悟をもって使い続けてきたら、文化のように浸透したのです。

奥田 教育者として相当我慢がいらいますね。

齋藤 大人は『社会に出たら苦労する』と言いますが『社会に出たら素敵な大人も結構いるよ。絶対理解してくれる人がいる』と言ってくれる、そんな人が増えてほしいと願っています。

奥田 最後に生活困窮者支援の現場の方々メッセージをいただけますか。

齋藤 おこがましいですが、当たり前と思わない。当たり前を実現するために、どれだけの努力があるかに気づき、声に出し合う。自分たちが頑張っていることに、お互いに拍手し合える

雰囲気、本大会が終わることが肝要だと思います。

奥田 われわれが出会う現場の方たちにも声をかけ合うところから始めたいと思います。ありがとうございました。





yokko さんによる歌のオープニングで幕開け



全体会での「こえもじ」さんによる情報保障



夜は希望者との大懇親会で盛り上がった

分科会レポート

- 分科会 1** (身寄り支援) 身寄りのない人の窓口となり
生活困窮者支援はどうなる？
- 分科会 2** (家計改善支援) 子ども若者期における家計改善支援の必要性
—現状と実践事例—
- 分科会 3** (包括的支援) 自立相談支援事業の展開と課題
～包括的支援体制をめざして～
- 分科会 4** (支援者支援) 生活困窮者支援における「支援者支援」の
ネットワーク(機能と役割)について
- 分科会 5** (罪に問われた人の支援) 罪に問われた人の社会復帰支援:
刑事司法と地域社会をつなぐには
- 分科会 6** (対人援助論) 専門官と一緒に私たちができる
“包括的な相談支援”を考えよう!
- 分科会 7** (子ども若者支援) 繁華街に集まる若者たちの
課題と支援を考える
- 分科会 8** (就労支援) 居場所的仕事からGAFAM雇用まで
人にあわせてしごとをつくる
- 分科会 9** (居住支援) 単身化に対応する居住支援
—居住サポート住宅と地域居住支援事業を考える
- 分科会 10** (被災者支援) 災害法制に位置づいた福祉
—生活困窮者自立支援はどうする?—
- 分科会 11** (自治体・連携) 市場に関与して必要な支援サービスを作り出す
～自治体の役割と施策分野・部門間の連携～
- 分科会 12** (多職種連携) つながって支えあう滋賀の実践
～福祉・医療・司法の連携～

身寄りのない人の窓口となり 生活困窮者支援はどうなる？

2025年11月9日(日) 10:00～12:00

■ パネラー

福岡市社会福祉協議会
地域福祉部事業開発課 課長

栗田 将行

厚生労働省 社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室 室長

占部 亮

金沢市地域包括支援センター
とびうめ センター長

中 恵美

NPO法人KHJ全国ひきこもり
家族会連合会 代表理事

日花 睦子
(大阪虹の会)

■ コメンテーター

同志社大学 社会学部 教授

永田 祐

■ コーディネーター

豊中市社会福祉協議会
事務局長

勝部 麗子



身寄り問題を背景に後見制度は必要時支援型へ転換しつつある。本分科会では、生活困窮者自立支援事業が身寄りのない65歳未満の相談窓口となるなかで、当事者に届く支援や窓口の課題を議論し、制度論に偏らない実際の支援のあり方について検討した。

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室

高齢者の単身世帯が2050年には5世帯に1世帯に達すると見込まれるなか、身寄りのない高齢者を支える仕組みの必要性が高まっている。こうした状況を踏まえ、民間では身元保証や死後事務を含む高齢者サポート事業が展開されているが、事業内容や費用が不統一で小規模事業者も多く、継続性に課題がある。このため国は相談窓口整備や総合的支援パッケージを提供するモデル事業を開始し、市町村と社協が連携して入院・入所手続支援や死後事務支援を契約により提供している。

あわせて、成年後見制度見直しの議論を踏まえ、日常生活自立支援事業の機能強化や、身寄りのない人を支える新たな第二種社会福祉

事業の創設を検討している。新事業では日常生活支援に加え、入院・入所手続支援または死後事務支援のいずれかを必須とし、無低事業として資力要件を設ける方向で検討が進んでいる。地域の包括的支援体制の一環として制度的に位置づけることが目標である。

NPO 法人 KHJ 全国ひきこもり 家族会連合会

大阪虹の会は家族会として年間約230件の相談、40件ほどの世帯への定期訪問を行い、引きこもり当事者と家族の孤立に寄り添う。家庭内で長年意思疎通が途絶え、親亡き後の生活への不安が深刻化する例は多い。親亡き後について話し合えていない家庭が多数である。オンラインの当事者居場所では、役所で相談を拒まれた経験や「もう孤独死でい

い」という絶望の声が上がる一方、生きたい気持ちから参加している者も多い。家族会自身も高齢化し、親の死後に孤立する中年当事者の相談が増加している。新たな事業や制度が、地域につながれていない本人や家族に届き、親亡き後も孤立させない継続的支援となることを切実に求めている。

金沢市地域包括支援センター とびうめ

善隣館を拠点とした住民主体の福祉活動が活発な地域を担当している。一方で後継者不足や高齢化率・高齢者単独世帯の高さ、生活保護率の高さなど多くの課題を抱える。母体が精神科病院であることも影響し、身寄りのない高齢者支援が非常に多い。介護予防プラン利用者の4人に1人が広義の身寄りなしであり、完全な無縁の人も一定数存在する。現場では救急搬送時の保証人要求や入院手続、家の戸締り、死後の対応など、包括に過度の負担が集中している。こうした状況から、多機関連携により互いの強みを掛け合わせ、入院受け入れ調整や8050問題を抱える親子支援などの事例に取り組んでいる。身寄り問題は高齢期を迎えた時、突然表面化することが多く、将来の制度の持続性や窓口のあり方に様々な懸念があるため、地域全体での解決策が求められる。

福岡市社会福祉協議会

福岡市の単身世帯率が50%を超える中、身寄りのない人の支援を多面的に展開してきた。最初に取り組んだのは、預託金方式の死後事務委任事業であり、契約者の見守りや入院支援、緊急連絡先の引受けなどの伴走支援を重視している。しかし初期費用を準備できない人が多く、保険方式による死後事務委任へと仕組みを拡大した。さらに終活相談、

居住支援、不動産との連携による空家活用、オンライン見守りなど支援を広げ、8050問題に対応する信託型の「親なき後」支援も整備した。これらは福祉・法律・不動産・建築など多分野の協働によって成立しており、遺贈された不動産を地域資源化する取り組みも進めている。必要な機能を少しずつ積み重ねてきた実践である。

まとめ

コメンテーターの永田祐さんは、「多様な支援の組み合わせは、事業や特定機関だけで解決を押しつけ合うのではなく、地域ごとに本人の力や地域力を基盤に多機関連携で取り組むことが重要である。社会福祉協議会が新たな事業を担う意義も、地域福祉の推進と本人支援の双方に関わる。さらに、生活保障にとどまらず、身寄りがなくても参加できる共生社会を実現するため、孤立やつながりの貧困をどう解決するかが問われている。日常生活自立支援事業への不安は理解できるが、地域課題の把握と当事者の声の収集、多機関で協議できる場づくりが不可欠であり、重層的支援体制の課題だ」と話した。

コーディネーターの勝部麗子さんは、困窮と身寄り問題は地続きであり、地域づくりの重要課題であると再確認した。「かつて、日本には行き倒れの人も地域で支える文化があったが、現代では一人で死ぬ不安まで個人に抱えさせる社会になっていることに疑問を感じる。一方で、支援される側も他者を支える力を持ち得るため、サポーターのように互いに助け合う新しいコミュニティの可能性が重要なテーマである」とまとめた。

子ども若者期における家計改善支援の必要性 —現状と実践事例—

2025年11月9日(日) 10:00～12:00

■ 登壇者

一般社団法人生活困窮者自立支援
全国ネットワーク 顧問

認定NPO法人抱樸地域包括支援事業部
子ども・家族marugoto支援事業 伴走支援員

社会福祉法人グリーンコープ長崎
家計改善支援員

石狩市社会福祉協議会
地域福祉課個別支援係 家計相談支援員

山崎 史郎

齋藤 直子

西村 亜紀子

齋藤 明子

■ コーディネーター

一般社団法人生活困窮者自立支援
全国ネットワーク 理事

生水 裕美



スマホ決済などのクレジット利用が増え、相談者の家計が把握できにくくなっている。支援現場では金銭的に困るまで見守るしかない現状がある。この分科会では、子どもたちの現状や取り組みの事例を報告してもらい、困窮者支援を通じた地域づくりにもつながる家計改善支援の役割について議論した。

生活困窮者自立支援全国ネットワーク 顧問 山崎 史郎

家計改善支援は社会保障の一つであり、エンパワーメントの入口と出口に関わっている。家計再建は、生き方そのものを変える効果がある。

若者は知識や経験が少なく、経済的余裕が乏しいこともあり、消費者被害に遭いやすいため、予防的支援が不可欠である。家計改善支援のキーワードは「生活支援」というセーフティーネットと「消費者教育」であり、単なる知識提供にとどまらず、社会とのつながりを与えることが大事である。

目指しているのは、家計を通じて気づき、行動を変え、人生設計まで変えることであり、最終的には人を追い込む社会構造そのものを

変革することにある。

認定 NPO 法人抱樸

ホームレスの中には中卒・高校中退の人が多くことから、就労支援の一環として子どもの学習支援を開始。集合型学習支援を行い、来所が困難な家庭には訪問型支援を行う「家族 marugoto 支援事業」を展開している。

訪問型の相談支援では、保護者とも関係性を築くことで困り事が浮かび上がり、ゴミの片付けから役所や学校への同行、家計管理の支援などを行っている。学習支援は居場所機能を重視し、調理や社会参加支援なども行い、欠落しがちな当たり前の経験を補っている。

成長に伴い、就労支援や居宅支援も行っている。大きな課題は「お金のやりくり」で、保護者も含めて教わってきていない。特に生

活保護世帯から自立する若者は、交通費を払うことや、保険料、年金などがわからない。最近ではスマホ決済やゲーム課金などでお金の動きが見えなくなった。詐欺に引っかかる子もいる。こうした状況を受け、専門家による家計教育を導入した。小さいうちから何回も繰り返し学ぶ必要性を感じている。

社会福祉法人グリーンコープ長崎

家計改善支援員として、小中学校で授業の一環として「お金の教室」に取り組んだ。取り組みの目的の一つは、子どもたちの金銭感覚を養うとともに、将来について考えるきっかけをつくること。二つ目は進学や就職にかかる費用について、親子で話し合うきっかけをつくること。三つ目が困ったときに相談できる地域の支援先を知ってもらうこと。

テキストは学年に応じた分かりやすさを工夫し、参加型ワークを取り入れた。多様な家庭環境への配慮を重視し、「見えないお金」など現代的なテーマも盛り込んだ。小学生にはお金の使い方や価値観を、中学生には一人暮らしの生活費を具体的に考えさせ、将来像を描ける工夫を行った。授業後の感想からは、親の家計への関心や、使い過ぎへの気づき、進学費用を調べ保護者に相談したいという声があった。この取り組みは、支援員自身にも力を与える実践となっている。

今後はプロジェクト化し、県内のより多くの自治体や学校、地域の居場所へと展開する構想がある。

石狩市社会福祉協議会

子どもは親のお金の使い方を見て育つが、困窮家庭では学ぶ機会がなく、一般家庭でも共働きやキャッシュレス化により金銭感覚を身につけにくくなっている。お金の使い方を学ぶことは、生き抜く力を学ぶことだと思う。金銭教育は知識提供にとどまらず、困ったと

きに相談できる地域の窓口を伝えることで、困窮予防につなげたいという思いもある。

この取り組みは、福祉教育と結び付ける形で、中学生向けに実現した。授業では、高校卒業後に働いた設定で、総支給額 20 万円の給料明細付きの模擬紙幣の給与を配布し、税金や社会保険料が引かれる意味、社会とのつながりを説明。手取りの 16 万円の使い方を考えさせるため、理想の生活を考えてもらい、家賃や食費、光熱費、通信費など現実的な費目を説明し、衣食住という生活の土台を大事にして、優先順位を間違えると生活が成り立たないことを具体例を交えて伝えた。その後、限られた収入で生活を組み立てる体験を行った。

今後は、金銭教育を入り口として、小学生から高齢層まで、お金の学びを通して幅広い世代と交流していきたいと思っている。

まとめ

意見交換の中で、生活困窮者自立支援全国ネットワークの行岡みち子さんから同ネットワークの家計改善支援部会が開発している「家計リスク点検アプリ」の紹介があった。設問に回答することで家計状況を分析し、本人に気づきや助言を与えるもので、早期に支援をつなぐことを目的としている。支援現場での活用やデータの蓄積により、予防的取り組みを目指すという話があった。

上智大学の鏑木奈津子さんからは、家計改善支援は未来を見通した希望のある支援であることを体現するメッセージを聞くことができたとのコメントがあった。明治大学の新保美香さんからは、お金を理解しないと生活に困るというロジックではなく、お金は人生を自由にするもの、生き方そのもので大事なものだという前向きなメッセージが重要であるとのまとめのコメントがあった。

自立相談支援事業の展開と課題 ～包括的支援体制をめざして～

2025年11月9日(日) 10:00～12:00

■ パネラー

尼崎市福祉局福祉部重層的支援推進担当課 課長 **宮本 晃子**

社会福祉法人那須塩原市社会福祉協議会 生活支援課 相談支援包括化推進員 **柴田 直也**

社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会 副会長 **谷口 郁美**

■ コーディネーター

社会福祉法人全国社会福祉協議会地域福祉部 部長

全国ボランティア・市民活動振興センター長 **高橋 良太**



自立相談支援事業の展開と課題をテーマに、包括的支援体制をどのように進めているのか。その中で、地域に合った包括的支援体制をどのようにつくっていくのかなどの課題について、求められる自立相談支援機関等の役割を含めて考えた。

尼崎市福祉局福祉部重層的支援推進担当課

兵庫県尼崎市は、人口46万人弱で人口密度がやや高い。高齢化率が27%、保護率が3.65%と高く、困窮者が多い都市部である。重層的支援体制整備事業の検討過程として、学識者から助言を得るとともに、市民へのアンケートを実施し、重層的支援体制整備事業の推進計画を抱合する形で地域福祉計画を策定した。計画のなかの仕組みとして、まちづくりの担当部署職員と社協職員が一緒に地域づくりに取り組み、地域のネットワークによって潜在化する課題を抱える人の把握、支援に必要な場所をつくるなどしている。困窮では、自立相談の相談員が包括化推進員として相談を受け、福祉の支援調整を担当。重層には基幹包括化推進員を配置し、地域から上がってきた事例を福祉部署・包括化推進員などに報告し、支援の必要性や支援のため

の政策立案などを役割としている。

これらの事業は令和4年に実施要綱を作成、要綱に基づき社協と一体となって取り組むため協働実施の協定を結んだ。市独自の取り組みとして、要綱の中にまちづくり、外国人・女性の相談、動物愛護などの部署も位置づけし、連携している。また、社協職員が市に出向しともに調整する仕組みや、事務局を重層が担い福祉関係の部署だけでなく民生委員、まちづくり、住宅関係などの部署からも参加する支援会議を開き、幅広い連携に努めている。

那須塩原市社会福祉協議会

旧西那須野町を圏域として地域ケア会議、協議体を展開する「にしなすケアネット」は、地域包括支援センターが主導するケア会議と社協が展開する協議体が同じ地域課題を共有することから、市内の国際医療福祉大学病院も参画し、

共同で企画運営委員会を立ち上げ活動を展開している。地域課題など実際に困難な状況に置かれている当事者やその家族に登壇してもらい、動く際にも当事者を中心に展開することを重要視している。地域共生社会をテーマに高齢者問題を中心としたが、貧困や生活困窮者の自立、引きこもり、自殺対策などさまざまなテーマの研修・会議を行っており、そのなかで支援者の疲弊にも目を向け、支援者に対しての息抜きの場も意識しながら活動を続けている。

また、不登校の親の会、支援関係団体などとも連携し、SNSを活用した相談窓口を設け、本人や家族へのサポートも実施しており、青年会議所などと連携した就業体験も展開している。子どもの貧困をテーマにした活動も展開。教育機関にも協力を仰ぎ、加えて地域の大人や企業も多く加わることで、子どもの居場所や子ども食堂、フリースクールも増える状況にあるが、持ちだして活動をしている支援者もいることから、公的なサポートの必要性を課題として挙げた。

滋賀県社会福祉協議会

滋賀県は特例貸付の利用が約 21,000 世帯と、世帯数でみた利用割合が全国でも高い。派遣労働等の不安定な就労や家族や自身の心身不調がある人、高齢でも就労せざるを得ない人など、コロナ禍前から厳しい状況の人も多いことを気にかけてなければいけない。フォローアップ支援には特徴があり、県社協で全世帯への戸別訪問を実施している。猶予や免除の情報提供だけでなく、会話のなかで困りごとを把握した際には、市町の社協や困窮者支援、地域包括等の案内、ケースによっては同行し、相談支援につながる役割も担っている。

2年にわたり実施した利用者調査からは、家計の状況が再び悪化し、生活が厳しい人が増加していることがわかった。フォローアップ支援については、待っていても相談には来ない人が

多い中、戸別訪問で実際に会って話すことが、返済等への不安の軽減や社協への信頼度の向上につながっていることもわかった。貸付による生活の安定化は一時的なものとなり、生活の不安定さが顕在化している現在、生活状況の改善が難しい世帯は複合する課題が背景にあることが多い。市町社協とともに収入の多寡だけで線引きすることなく、困窮、高齢、障害、児童というメインシステムと連携した支援に取組んでいきたい。また、外国人住民は、製造業などの現場で経済を支えながらも不安定な就労の人が多く、母国語でコミュニケーションできる相談員の配置は大変重要である。

まとめ

コメンテーターの高橋良太さんは、3人の事例報告を受け、生活困窮者支援と地域づくりについて、重層の行政担当者とともに社協やNPOが得意な分野を担当して、幅広く検討することの必要性を指摘した。また、コロナ以前から何らかの問題を抱えていた住民が、コロナをきっかけとしてあるいは近年の物価高騰のあおりを受けて、ますます困難な状況が続いている世帯が多い世情を受け、今、何が必要なか把握し、丁寧に計画を立てながら支援に結びつけていくことが肝要であるとした。

最後に、行政、社協、就労や教育のほか、さまざまな分野の関係機関が一丸となり、連携しながら対応している事例を受けて「地域ごとに状況は違うと思うが、自分の地域、地元でできることを少しでも見つけて、さまざまな困難の状況にある方たちの支援を今後も続けてほしい」と締め括った。

生活困窮者支援における「支援者支援」のネットワーク(機能と役割)について

2025年11月9日(日) 10:00~12:00

■ パネラー

社会福祉法人長野県社会福祉協議会相談
事業支援センター 所長

本藤 久道

北海道生活困窮者支援ネットワークどうねっと 事務局長
一般社団法人北海道ねっとわーく 理事

佐渡 洋子

■ コメンテーター

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室・地域共生社会推進室 室長

南 孝徳

生活困窮者自立支援全国ネットワーク 理事
かながわ生活困窮者自立支援ネットワーク川崎事務局

鈴木 晶子

■ コーディネーター

日本福祉大学
学長

原田 正樹



生活困窮者の支援は多岐にわたり新しいニーズに直面する機会が増えたことから「断らない相談」実現に向け、支援者支援のネットワークの重要性を認識し、その機能や役割について考察した。

北海道生活困窮者支援ネットワークどうねっと 一般社団法人北海道ねっとわーく

北海道の支援者支援のニーズ調査を行った。2024年に実施した調査で、相談員に「どういふところに不安やストレスを感じたか」の問いに、賃金の低さ、仕事の量・質についての不安に加え、自分の能力、資質への不安、自らがもつ知識やスキルに不安やストレスを感じていることがわかった。また、生活困窮者支援制度の限界や難しさについても負担を感じていることが判明した。

ネットワークに求めていることへの問いには、一番に情報交換が取り上げられたため、年1回以上実施するよう対応している。能力、資質の不安から相談員はつながりづくりや情報交換機能をととも求めており、相談員が抱える不

安・悩みを相談できる機会の必要性を強く感じている。次に、生活困窮支援制度自体がさまざまな制度とつながる必要性があることから、制度の知識についての研修もニーズが多かった。しかし、研修機会の要望が数多く内容も多岐に渡ることから、十分に要望に応えられるかは今後の課題となる。

情報交換においては「ほかの地域の取り組みを知ることができてよかった」「自分の立ち位置が見え、自分の地域の客観的評価になった」「不安に感じているのは自分だけではなかった」など支援員の精神的ケアを含めた支えになっている。情報交換は潜在的ニーズに好影響をもたらし、ネットワークを幅広くつなげていると感じている。

長野県社会福祉協議会 相談事業支援センター

長野県の自立支援機関には「まいさぼ」と名称がついている。「まいさぼ」では、広域連絡会議や「まいさぼ」支援員を対象とした研修、広報の共同実施などを展開している。また、「まいさぼ出張相談所」を設置し、相談受付窓口としての機能も併せてもつ。この「まいさぼ」支援者支援は3つの柱があり、支援者の課題共有やケア、働きやすい環境づくりを目的とした「支援者のフォローアップ」。研修事業の実施や支援手法に関する情報提供、人材の育成、ソーシャルワークを含む「人材育成」。相談を受けた際に、支援方法や具体的な手法の意見交換、検討・実施する「社会資源（支援ツール）の開発」がある。「支援者のフォローアップ」は、職員間の課題共有や情報共有の仕組みを確立し、職員間の会議や研修の場も提供している。支援者のケアとして、孤立させない、一人で抱え込まない、バーンアウト防止のための心のケアを重視している。「人材育成」はニーズに沿ったテーマ別研修や相談・就労の職種別研修、加えてソーシャルワーク力強化のための研修を実施している。「支援ツールの開発」は、さまざまな会議で支援者から出た声をもとに支援体系の見直しや新設などに対応する。支援者支援は、組織としてつながることも必要だが、研修会などを通して人と人がつながることで仲間をつくり、互いの情報交換ができることも重要と考えている。

かながわ生活困窮者自立支援ネットワーク

かながわ生活困窮者自立支援ネットワーク、通称「かなこん」は生活困窮者支援に関わる民間のネットワーク団体で、2017年の発足時から県との協働事業として県内ネットワークを広げてきた。メインの活動は学習会とネットワーク事業で、学習会では有識者を招いた研修会やネットワーク会議での他団体の活動などを学んでおり、情報交換の場ともなっている。コロナ

以降は、テーマを設け年間を通して一つのテーマを掘り下げるスタイルをとってきた。併せて情報発信事業も行い、県との協働作業で、エリアと支援内容を選ぶと該当する場所が表示されるサイトの運営をしている。ネットワーク会議メンバーや学習会参加者へ研修情報などを記したメール配信もしている。

学習会やネットワーク会議の参加者アンケートの内容として「さまざまな団体の現在の悩みを聞いた」など前向きに学ぼうとする姿勢が多く見られたことや「日々悩みながらも、仕事に誇りをもち取り組んでいることを共有できた」という感想が寄せられた。鈴木晶子さんは「参加したことで仕事に誇りや自信を持てる方向に進んでいることは大きい。支援者のニーズは多種多様で、顕在的にニーズは持っていないが勉強会研修等に参加して思いもかけぬつながりができ、社交的な人ではない人も、これらの機会を通して『つながり』ができるということに広がりを感じた」と述べた。

まとめ

コメンテーターの南孝徳さんが、「人が人を支える制度といわれる生活困窮者支援で、支援する人たちが困った時に頼れるところやものがあるのは非常に重要であり、また、支援員のバーンアウトを防ぐことが最も重要である。そのためにも支援者同士の関連施策のネットワーク構築をしっかりとやっていく必要がある」と述べた。

コーディネーターの原田正樹さんは、「大切なのは支援者同士がネットワークをつくりながら、自分たちに何が必要か情報交換していく。行政と民間が上手につながり、支援者支援の仕組みをつくる。ひいてはそれが、生活困窮者支援の質の向上にもつながっていく」とまとめた。

罪に問われた人の社会復帰支援 : 刑事司法と地域社会をつなぐには

2025年11月9日(日) 10:00~12:00

■ パネラー

法務省保護局観察課
処遇企画官

長崎大学生命医科学域(保健学系)
教授

豊田市長公室東京事務所
所長

NPO法人ホームレス支援全国ネットワーク
調査研究事業担当

大日向 秀文

大西 真由美

橋本 一磨

山田 耕司

■ コーディネーター

NPO法人くらし応援ネットワーク
相談員

丹羽 宏太



2017(平成29)年に「犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方」が「地域福祉計画に盛り込むべき事項」とされた。2023(令和5)年3月改定の第二次再犯防止推進計画における「地域による包摂の推進」の拡充、2025(令和7)年6月の「拘禁刑」導入と、罪に問われた人の社会復帰支援は新たな局面を迎えている。そのようななかで、刑事司法と福祉の連携について、国・都道府県・市町村・民間団体の立場から検討した。

趣旨説明・問題提起

コーディネーターの丹羽宏太さんより、第一次再犯防止推進計画改定の経験を踏まえて、刑事司法と生活困窮者支援(身寄り問題、重層事業)、刑事司法と若者支援(若者支援コーディネート)、矯正施設在所中の段階からの作業・指導を通じての福祉・就労・居住との連携、行政計画を通じての官民協働について、実践紹介があった。その上で、地域共生社会、第二次再犯防止推進計画、刑法改正などのキーワードを提示し、各パネリストから報告があった。

法務省保護局

法務省の刑事司法には、検察業務に関わる刑事局、刑務所や少年院を所管する矯正局、刑務所や少年院を出た後の社会復帰を担当する保護

局がある。

民法上の成年年齢は18歳に引き下げられたが、少年法上は20歳未満のままとし、18、19歳を「特定少年」としてほかの少年とは異なる扱いをすることとなっている。

刑法の一部改正には「拘禁刑の創設」「執行猶予制度の拡充」「施設内・社会内処遇の整備」がある。拘禁刑の本質は拘置で、必要な作業と指導を行うことができる規定になっている。刑法上に初めて指導が明記され、改善更生という目的が明確にされた。処遇課程においては、高齢福祉課程や福祉的支援課程等の対象に応じた課程が新たに設けられている。

執行猶予の対象拡大により、在宅で生活させる対象が広がった。また、刑事施設の長の責務として、受刑者の社会復帰を支援することが盛り込まれた。

社会復帰に関しては、刑事司法に関係する組織のみならず、地方公共団体や民間団体、個人等の支援や協力が欠かせないので、引き続き理解・協力をいただきたい。

長崎大学生命医科学域（保健学系）

北欧やヨーロッパの国々では、薬物事犯を主に開放処遇が行われ、刑務所外での作業や段階的な社会復帰支援が制度化されている。

スウェーデンの刑務所では、依存症の治療や対象の状況に合わせた処遇が行われ、入所中から社会復帰に向けた住居支援が行われている。フィンランドの刑務所では、刑期の3分の2以上を品行方正に過ごした人は、後半を開放刑務所で過ごし、出所時には住居と経済基盤、仕事や学業が確保される。

ポルトガルの刑務所の視察では、刑務所長が「再犯した人に必要なのは刑務所ではなくケアだ」と話していることが印象的だった。

日本の調査では、女性の薬物事犯受刑者の精神健康状態の低さが示され、生育歴や生きづらさと結びついていると思われる。司法と福祉のつながりはあるが、保健分野との結びつきは弱い。保健師は日常的な健康面のサポートが可能で、医療につなげることもできるので、一緒にチームで仕事ができたらと思っている。

豊田市

豊田市の再犯防止推進計画では、罪を犯した人の円滑な社会復帰支援により、市民の犯罪被害を防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指している。

豊田市では、罪を犯した人も困りごとを抱える地域住民の一人として捉え、既存の重層的支援体制整備事業の中で支援を行なっている。

特徴的なのが「入口支援・出口支援」で、釈放又は出所前の段階から刑事司法関係機関と情報を共有した上で、市が中心となって支援プランを作成し、あらかじめ関係機関と支援会議を

行う。出所後は本人の同意を得て、重層的支援会議を開催し支援を進めていく。制度やサービスにつながらない人には、民間団体と連携したオーダーメイド型の居場所をつくって社会参加に向けた支援を行っている。

豊田市の再犯防止施策は、既存の仕組みを生かし、多様な主体が関わって地域移行を図るといったもの。早い段階で刑事司法関係機関と連携できれば効果的な支援ができると思っている。

ホームレス支援全国ネットワーク

住宅セーフティネット制度や生活困窮者自立支援制度も住居支援に力を入れているが、刑務所出所者の支援は難しいと言われている。出所者には障害のある人も多い。そこで、更生保護だけでなく、福祉、定着支援、居住支援法人等に調査を行った。

調査の結果、住宅確保の難しさは経済的な問題のほか、健康状態、性格や思考などの本人に起因する理由と、社会の偏見や支援の期限などがあり、これらが複合的に関係している。支援者には要因を見定め、社会資源を活用しながら粘り強く支援を続け、途切れないよう次の機関につなぐ役割が求められる。

住宅確保の段階では居住支援法人の認知度や活用の難しさ、保証人問題、特定の不動産会社への集中などがある。

重要なのは、住宅確保後のアフターフォローと地域連携だ。日常生活をきちんと送れることによって再犯も防止される。その人が順調に生活を送ることが目的になると思われる。

まとめ

刑事司法に「社会復帰支援」の規定が設けられ、新たに打ち出された拘禁刑下での処遇は福祉の支援と類似している。「作業・指導は刑事施設の外でも実施可能」との報告もあり、「刑事司法を開く」法務省の取組を地域社会全体で支えることが重要と丹羽さんは結んだ。

専門官と一緒に私たちができる “包括的な相談支援”を考えよう!

2025年11月9日(日) 10:00~12:00

■ 登壇者

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
女性支援室女性支援専門官

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
ひきこもり支援専門官

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
地域共生社会推進室支援推進官

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室就労支援専門官

池田 恭子

佐野 茂樹

野川すみれ

鈴木 由美



相談支援現場における「包括的な相談とは」「支援員が大切にすることとは何か」について、女性支援・ひきこもり支援をもとに担当専門官と考察した。

女性支援室

女性支援事業（当初は婦人保護事業）は、1956（昭和31）年の売春防止法に規定され、売春をなすおそれのある女子の保護更生が目的とされていた。その後対象者を拡大しつつも、女性の支援ニーズには対応できておらず、ようやく2022（令和4）年に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）が制定され、「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点が明確になった。「それぞれの意思が尊重されながら」「福祉が増進されるよう」の文言が加えられたことは女性支援にとって大きな変化であったと考える。

新法では国、地方公共団体の責務として、国が基本方針を定め、都道府県が基本計画を策定することとし、加えて支援調整会議の設置や民

間団体との協働による支援についても規定されている。「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性などさまざまな事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性としており、これに当てはまれば年齢や障害の有無、国籍を問わないとしている。女性支援事業は女性相談支援センター・女性相談支援員・女性自立支援施設・民間団体が事業の実施機関となっているが、女性支援事業は女性支援事業だけで完結するものではなく、生活保護や生活困窮、母子施策など他制度と組み合わせて連携・協働しながら包括的に支援することが求められており、本日お集まりいただいている皆さんにもこの法律や事業を知っていただき、連携・協働して支援に取り組みたいと考えている。

ひきこもり支援

ひきこもりの定義は、「さまざまな要因の結果として6か月以上にわたり社会参加を回避し、概ね家庭にとどまり続ける状態」を指すが、支援の対象者は「社会的に孤立し、孤独を感じている状態である人や、様々な技術を抱えている状態の人」とし、その状態になる期間は問わないとしている。そこには必ず原因があり、「好きでひきこもっている」のでも「甘えや怠け」でもなく、命を守るためにそうせざるを得ない状態（エネルギーが枯渇している状態）であるという深い理解が必要である。

ひきこもり支援をめぐる歴史としては、1990年代に「ひきこもり」という呼称が社会に広がり、対応する支援のあり方の標準が求められることになった。そのような背景から、厚労省として、2003年、2010年にひきこもり支援のガイドラインを策定した。様々な支援の現場や機関で幅広い年齢層のひきこもり状態の方への支援におけるガイドラインとして活用されてきた。時代が進むにつれ、とりまく社会背景の変化から、従来のガイドラインでは全体的に支援することが難しくなったことから、新たな指針として、支援において大切にしてほしい視点と共通認識、支援の留意点やポイントなどをまとめた「ひきこもり支援ハンドブック」（2025年1月）を作成した。

目指すべきゴールは「就労」や「社会参加」のみならず、自らの意思により決めていくことができる「自律」。そこには、【意思の尊重】、【自己決定できる環境】が重要である。自分の意思で自らの道を決められることが大切で、本人自らがドアを開けて安心して外にでようと決められるよう、そしてドアの外では受け止められる環境となるよう支援をする必要がある。その意思を尊重し、伴走支援する形が理想だ。

まとめ

女性、ひきこもり、それぞれの支援についての話を受け、野川すみれさんは「たらい回しや縦割りで行わず、制度のはざままで抜け落ちる人がいないことが包括的相談の第一義。支援者のパーツごとではなく、全体性を包括的にアセスメント、支援するというイメージがある」と語った。全体性の中には、世帯としての全体性も鑑み、個人の課題や経済、障害も含めてさまざまなものを考慮し、これらを含めて包括的相談体制であると考えているとした。一方で、一人で包括的にアセスメントすることが正しいわけではなく、見る人によって気になるポイントは変わり、支援の時はそれぞれの機関の強みや気になるポイントを包括的に集約していく必要があると語った。

鈴木由美さんは「支援対象者の回復のあり方やプロセスは個々に違っていて、専門職がアセスメントを共有し、それぞれの専門性を理解するよう努めなければいけない」と話した。また「民間のアセスメントも非常に重要で、就労支援における就労体験、訓練、あるいは就職後、支援者が今どういう状態にあるか、頑張っているのか、課題はないのかなど、就労先はとても重要な情報を掴んでいるので、そこは共有していきたい。それこそが協働である。委託事業も協働であることから、委託を受けた民間事業者も支援調整会議のあり方や市内連携などについて、要望や不足している部分があれば積極的に働きかけて、協働で包括的支援隊を整えていきたい」と締め括った。

繁華街に集まる若者たちの 課題と支援を考える

2025年11月9日(日) 13:00～15:00

■ パネラー

一般社団法人若草プロジェクト
理事 弁護士

認定NPO法人D×P
理事長

大阪市中央区役所保健福祉課
課長代理

牧田 史

今井 紀明

柴田 大樹

■ コーディネーター

認定特定非営利活動法人スチューデント・サポート・フェイス
代表理事 谷口 仁史



繁華街に集まる若者たちの課題と支援が社会的な課題になっている。貧困や虐待、孤立など、若者が繁華街に集うことになった背景から、犯罪や薬物使用、性被害・売春など、集うことから起こる問題が注目されている。実際に支援に取り組む行政や民間団体からの報告を通じて、課題と支援について議論された。

趣旨説明・問題提起

冒頭、コーディネーターの谷口仁史さんより趣旨説明があった。

子ども・若者の深刻な孤独や社会的孤立、自殺者数増加という厳しい現実をいかに変えていくか。佐賀では、アウトリーチを基軸に、相談のワンストップ化を進めている。相談件数は年間9万件に達し、多くが多重困難を抱えており、背景には貧困や虐待など生育環境の問題がある。これに対応するため、多職種連携による組織づくりや、若者の不信感に配慮した関係性重視の支援、価値観のギャップを感じさせない「ナナメの関係」を活用した支援等を実践している。

社会問題解決のためにはそれぞれの分野で

培われた知見を再度持ち寄って議論することが必要で、解決可能性を高めるために若者支援全国ネットワーク協議会を立ち上げた。

大阪市中央区役所

大阪市中央区の「グリ下」と呼ばれる場所は、コロナ禍で人通りが減った頃に若者が自然発生的に集まり、喫煙、飲酒、オーバードーズなどの問題行動が見られるようになった。2023年の府知事と市長の視察をきっかけに、「グリ下会議」という実務者会議が発足。「若者を犯罪の被害者にも加害者にもさせない」は、吉村知事が視察の際に発信した言葉だ。

グリ下の個別支援での大きいニーズは泊まる場所であり、18歳以上には個室型シェルターなど新たな居住支援を進めているが、18

歳未満は制度上難しい状況だ。シェルター利用後も居宅移行が滞る例があり、身分証の欠如、保証人確保、家賃相場の高さなども障壁となっている。生活保護や障害福祉、妊娠した若者への母子保健・子育て支援との連携など支援は多岐にわたる。

まずは受け止めて信頼関係を築き、意思決定支援、寄り添いが大切。断らない相談支援を通じて、大人への不信感を抱く若者を一人でも減らせるよう取り組んでいく。

認定 NPO 法人 D × P

大阪の「グリ下」に多様な背景をもつ子どもたちが集まったが、東京、福岡、札幌など全国の繁華街でも同様の課題が出ている。

LINE 相談「ユキサキチャット」で支援を行ってきたが、繁華街に集まる若者は自ら相談しにくく、問題を言語化できない状況があった。そこで、フリーカフェというテントを出した。テントで聞くと、性被害、搾取、孤立など深刻な実態が明らかになった。

2023 年に繁華街のミナミに 10 歳代から 20 歳代を対象としたユースセンターを設置。週 2 回、居場所や食事の提供などの関わりから、家庭状況や困りごとを聞いて、病院や行政機関などと連携するなどして支援している。2 年余りで利用者は 1 万人を超え、年間約 400 回の面談と同行支援を実施した。

こうした取り組みもあって、大阪市では「グリ下会議」が設置され、実態調査や制度的対応が進展した。こども家庭庁からヒアリングを受けて、一部行政の予算化もされ、全国のほかの地域でも動きができてきている。

一般社団法人若草プロジェクト

若い女性には特有の困難があり、特別なケアが必要であることから、10 歳代・20 歳代の女性を対象に活動している。虐待や貧困が家庭の中で一番弱い女の子に押しつけられ、

暴力や性加害を受けている子どもも多い。

当団体が最も重視しているのは「死なないこと」である。支援につながる女性たちは、自立以前に、今日を生き延びることが精一杯の状態にある。自傷やオーバードーズ、飲酒なども、「生きたい、でも苦しすぎる」という葛藤から手をだしてしまう。そういう子たちに、死なないで生き抜く力を得てもらうためのサポートを目指している。

LINE 相談の事業を始めて、電話や窓口に行けない若者が、短い言葉からでも助けを求められる仕組みを整えてきた。そこから事業が拡大し、「シェルター事業」「ステップハウス事業」、日中の居場所である「まちなか保健室」、「アウトリーチ」など多様な活動をしている。また、研修やシンポジウムを通じ、若年女性支援への社会的理解を広げることも意識的に行っている。

まとめのディスカッション

子ども・若者がなぜ公的窓口につながれないのかを出発点にディスカッションが行われた。制度を知らない若者が多いことに加え、過去に傷つけられた経験から大人や社会へ強い不信感を抱いている若者の実態も指摘された。不信感を乗り越えるには、支援の前段階としてのアウトリーチやユースワーク、居場所づくりなどからの入り方が重要とされた。

生活困窮者自立支援制度は柔軟性が高く、個別の背景に応じた支援が可能であり、民間との連携次第で大きな力を発揮することや、学校との連携や居場所事業による予防的支援などの実践例が紹介された。

ソーシャルアクションのあり方にも議論が及び、若者支援全国ネットワーク協議会が立ち上がり、政策提言できるような状況がつけられたことで解決できなかった社会問題にも道が見つかるだろうと結ばれた。

居場所的仕事からGAFAM雇用まで 人にあわせてしごとをつくる

2025年11月9日(日) 13:00～15:00

■ 登壇者

NPO法人ユニバーサル就労ネットワークちば 平田 智子
理事長

日本財団公益事業部 シニアオフィサー 竹村 利道

一般社団法人NIMO ALCAMO 代表理事 古市 邦人

特定非営利活動法人ワークフェア 代表理事 柳谷 君予

一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク 就労支援部会長 池田 徹

■ コーディネーター

慶應義塾大学経済学部 教授

駒村 康平



働きづらさを抱える人の状況は千差万別であり、個性に寄り添った支援が求められる現状のなか、居場所的仕事や巨大企業の就労支援を紹介し、ブレイクスルーへの道を探った。

特定非営利活動法人ワークフェア

NPO 法人ワークフェアは北見市を中心としたオホーツク圏域、人口約 25 万人の地域で、就労、住まい、子ども支援などの活動をしている。なかでも就労支援が最も歴史が長い。就労支援では、就労に対し距離がある人に対して外出機会を設ける居場所設置、人との接触が難しい人には自宅で働くための内職の取り組みや集団での作業に慣れてもらうための活動、さらに就職に向けた最低限のビジネスマナーの習得、現場での就労体験、就職活動の手伝いなどを展開している。発足以来、運営するコミュニティカフェでの就労体験、地域若者サポートステーション事業で主に若い世代の就活の手伝いなどの支援をしてきた経緯がある。加えて、障害者就労移行支援事

業所も今年度から始めるなど、年齢や障害の有無に関係なく幅広く支援している。課題として、地元には力強い協力企業があり、実際に働いている人も大勢いるが、人口規模に見合った協力企業の新規開拓は難しい現状であることを挙げた。

一般社団法人 NIMO ALCAMO

障害者をはじめとして、就労に難がある人にはさまざまな理由がある。時間通り起床できず、体調も思わしくない人はシフト制で働くことをちゅうちょし、いつ体調が悪くなるかわからない恐れから定時の就業が難しい。このような状況を鑑み、大阪・京都を中心に活動する NIMO ALCAMO は、今の働き方がこのような状況の人々に合っていないのではないかと考え、仕事のルールを変えて働く人

を増やすという発想で、本人支援から職場の環境やルールの変更へと着眼点を変えた。24時間フリーの就業時間、シフトのない仕事など、働き方を変えることでニーズに応える方策を考えた。ルールに合わない人は働けないという常識を、人に合わせてルールを作り、仕事をつくる方向に舵をきった。また、就労に困難さを抱える人は一般就労に一足飛びに行けないため、中間的な仕事が必要となる。そこで、二段階のステップを考え、ステップ1は支援団体が中間的な仕事を、ステップ2は企業の中にあるルールを変えてもらい、数多くの人が働ける環境をつくるよう働きかけている。このことで、企業の求人募集にも好影響につながると考え、活動の場を広げている。

NPO 法人ユニバーサル就労ネットワークちば

法人独自に働きづらい人の就労支援を行っているなか、今回はアマゾンとの取り組みについて報告。支援の現場でアマゾンというとかげ離れたイメージがあるが、厚生労働省からの通達にも「ひきこもりの方への就労支援を全国に設置しているアマゾンでやっていく」と情報提供がある。アマゾンからも具体的な作業が示され、丁寧な求人票も案内されている。職場見学に行ってみると、立派な建物のアマゾンに行ってきたという憧れや魅力を感じる相談者も多いように見受けられる。同社のひきこもりモデル事業所は、生産性もそれほど厳しいものではなく、相談者にも個室で丁寧に説明をしてくれる対応から、働いてみたいという相談者もいる。就労体験も可能になっている。実際の就労となると難しいことも増え続かない人も出てくる一方で、成果が出る人もいるのが実情。相談者はさまざまなバックグラウンドを持っているので、企業の大小にかかわらず、相談者の選択肢が多ければ多いほどモチベーションをあげることになり、就労への可能

性が広がると考えている。

日本財団公益事業部

東京都江戸川区は金魚や花火が有名だが、いずれも後継者不足の状態にある。このような現状の区ではあるが、年間8,000万円の行政文書の発注を区長と取り付けた。この元となったのが、国立国会図書館の書籍のデジタル化業務で年間6億円の発注と受け、全国13か所に分配している。多くの場合「何かありませんか」というような形で事業を探す状況が多く見受けられるが、そうではなく働き手が不足している現状で「私たちと一緒に事業をしませんか」「人手不足であるなら、われわれの人材を活用しませんか」と、シェイクハンドによるコミュニケーションをしていくことで、全国の自治体ごとにあらゆる形態の事業が生まれても不思議ではない。生活困窮者支援とも連携し、求職者支援制度で新たな仕組みづくりを作り出したい。それぞれの足元には様々な産業があり、それが繋がることで新しい事業が生まれてくるという考えを共有しながら、今後の活動のエネルギータンとしていきたい。

まとめ

実践報告を受けて駒村康平さんは「民間と一緒に地域をつくっていくという姿勢で臨んでいくことが、福祉だけではなく、企業開拓や働く場づくりにつながっていくのではないかと述べた。池田徹さんは「世界の100年企業のうちの40%、200年継続している企業の60%が日本にある。企業の活動は地域にいかん貢献するかが、長年続く企業にとって大きなテーマの一つとなっている。そのように考えれば、われわれの就労支援が企業とつながる余地はまだ十分に残されており、その回路をぜひ皆さんと作っていききたい」と話し、分科会を締め括った。

单身化に対応する居住支援 — 居住サポート住宅と地域居住支援事業を考える

2025年11月9日(日) 13:00～15:00

■ ミニ講演

日本福祉大学福祉経営学部医療・福祉マネジメント学科 教授 **藤森 克彦**

■ パネラー

厚生労働省社会・援護局
地域福祉課生活困窮者自立支援室・
地域共生社会推進室 室長
国土交通省住宅局安心居住推進課
課長
法務局保護局更生保護振興課
地域連携・社会復帰支援室 室長

南 孝徳

田中 規倫

林 寛之

■ コメンテーター

NPO法人やどかりプラス
理事長

芝田 淳

■ コーディネーター

認定NPO法人抱樸 理事長
一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク 共同代表

奥田 知志

単身世帯が増えるなか、地域居住支援事業が拡充され、改正住宅セーフティネット法による居住サポート住宅が始まった。両制度を活用し、今後の居住支援体制をどう構築するかを議論した。

日本福祉大学 藤森 克彦さん

近年、高齢者の一人暮らしが増加しており、特に未婚の高齢男性は、家族に頼ることができず、社会的に孤立しやすい状況が顕著となっている。誰もが高齢期に身寄りのない状態に陥る可能性はあるが、友人や近隣住民との関係があれば孤立を防ぐことは可能だ。社会的孤立とは、家族や地域社会との接触がない状態を指し、孤立した高齢者は、日常生活における支援の不足や死後対応への不安に加え、生きる意欲や自己肯定感の低下といった問題を抱えやすい。こうした課題に対応するため、居住支援住宅や支援付き住宅の取り組みが各地で進められている。居住支援法人が定期的な訪問や安否確認を行い、日常的な雑談を通じて信頼関係を構築しながら、本人の



ニーズを丁寧に把握し、介護、医療、生活支援などの福祉サービスへとつなぐ伴走型支援が重要である。身寄りのない高齢者の居住支援において、伴走型支援を担う人材や機関の確保に加え、地域の支援ネットワークを構築し、居場所や地域コミュニティを育てることで孤立を防ぐことが求められており、信頼関係に基づく支援と孤立しない地域づくりを両輪として進める必要がある。

国土交通省住宅局安心居住推進課

居住サポート住宅は、住宅確保に配慮を要する人（要配慮者）が賃貸住宅で生活できるよう、入居後の見守りや支援を一体的に提供する住宅で、2023年に新たに制度化された。居住支援法人等が大家と連携しサポートを行う住宅を、福祉事務所を設置する自治体が認

定する。居住サポート住宅の支援は、ICT等を活用した安否確認、訪問等による心身や生活状況の把握・見守り、福祉サービスに関する情報提供、必要に応じた行政機関や福祉サービスへのつなぎである。安否確認は、人的リソースに過度に依存しない形が想定されている点が特徴である。運営方法として、大家と居住支援法人等が共同で実施する形、サポート部分を居住支援法人等に委託する形、マスターリース契約を活用したサブリース方式などの形態が想定される。居住サポート住宅は、安否確認と見守りによる安心と気づきから適切な支援につなぐ仕組みを備え、家族や地域の機能が低下した部分を補完する。空室を活用したい大家・事業者と、単身等で賃貸住宅への入居に困難を抱える要配慮者の双方にとって安心につながる制度として期待が大きい。

厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室

地域居住支援事業は、住居に不安を抱える人が地域で生活できるよう見守りや生活支援を行い、居住支援法人が重要な担い手となっている。近年の生活困窮者自立支援制度改正で、居住支援が強化され、相談窓口に住まい相談機能を持たせるなど支援体制整備が進んでいる。また、住居確保給付金の拡充や居住支援法人との連携を図ることが努力義務で、地域における居住支援充実が図られている。この事業は、住居が不安定で地域生活に不安を抱える人を広く対象としている。地域で暮らすための見守りや相談対応を行い、必要に応じて関係機関につなぐ。事業の見守り機能は、居住サポート住宅における見守り支援と重なる部分が多く、自治体が事業を居住支援法人に委託している場合には、居住サポート住宅の見守りを兼ねて実施することが認められている。これにより、自治体からの委託費を活用し居住サポート住宅の運営基盤を強化することが可能となる。さらに、被保護者地

域居住支援事業や住まい相談業務の委託を組み合わせることで、居住支援法人の運営安定化と、地域全体の居住支援体制の強化となる。

法務局保護局更生保護振興課 地域連携・社会復帰支援室

刑務所からの出所者の居住支援は、社会復帰と再犯防止の観点から極めて重要である。行き場のない出所者の多くは、更生保護施設や自立準備ホームで受け入れられ、社会復帰支援が行われている。施設から地域へ移行する際には、居住先の確保が大きな課題となり、近年は居住支援法人との連携が増えつつある。一方で、生活困窮者自立支援制度との連携は十分とは言えず、更生保護施設や自立準備ホームの入所者が生活困窮制度を活用して居住支援を受けている事例は、現状ではほとんどない。ただし、退所後に生活困窮支援を利用する見込みがある場合には、自立相談支援制度を活用でき、連携強化が期待される。更生保護施設入所中に職場体験、社会的スキルの習得を行い、安定した居住先と生活基盤を整えた上で地域に移行することが望ましい。しかし、将来を見据えた支援よりも日銭を稼ぐための就労が優先される。その結果、退所時に無職のまま地域に出て、不安定な状態で生活を始めるを得ない。居住支援法人や地域関係機関と協働し、居住支援体制を構築していくことが求められている。

まとめ

コメンテーターの芝田淳さんが「居住サポート住宅情報提供システムが日常的に使われる時代を夢見る。居住支援法人の安定的な経営にも役立つ」と述べ、コーディネーターの奥田知志さんが「居住支援法人の持続性確保には、居住支援協議会を法人化し、地域居住支援事業や居住サポート住宅、公営住宅活用を統括・委託する仕組みを構築することが重要」と話し、分科会を終了した。

災害法制に位置づいた福祉 —生活困窮者自立支援はどうする?—

2025年11月9日(日) 13:00~15:00

■ パネラー

厚生労働省大臣官房厚生科学課
災害等危機管理対策室 室長

独立行政法人国立健康危機管理研究機構危機管理・運営局
DMAT事務局災害等危機管理対策第一課
災害等危機管理対策専門職

北島法律事務所
弁護士・社会福祉士

上智大学総合人間科学部
社会福祉学科 准教授

土岐 祥蔵

是枝 大輔

北島 正悟

楠木 奈津子

■ コーディネーター

大阪公立大学大学院文学研究科
准教授

菅野 拓



2025年に災害対策基本法や災害救助法が改正され、福祉サービスの提供が規定された。「地域共生社会の在り方検討会議」中間とりまとめでは、福祉分野と防災分野の連携や、DMATの体制づくりなどの方向性が示された。生活困窮者自立支援にかかわる者がどのように備え活動すればいいのかを考える。

問題提起

はじめに、コーディネーターの菅野拓さんから次のような問題提起があった。

災害は広範で深刻な困窮を生み出す。日本では避難所の環境が改善されておらず、在宅被災者が劣悪な住環境での生活を余儀なくされるなど、生存権や子どもの権利が侵害される状況が続いている。仮設住宅入居者の失業率の高さが示すように、被災者は明確な生活困窮層であるにもかかわらず、災害救助法は福祉の視点が欠落したまま、地方自治体任せの仕組みが続いてきた。

2025年5月、災害対策基本法と災害救助法に福祉が明確に位置づけられ、被災者支援を社会保障として捉え直す転機が訪れた。福祉サービスの提供がメニューに追加され、民

間団体と連携し個人情報共有しながら支援できる枠組みがつけられた。災害が起こったときに適切にサポートするために、平時にどのような体制をつくっておけばいいのか議論と実施が求められている。

独立行政法人国立健康危機管理研究機構 DMAT

DMATは阪神淡路大震災で医療が届けば助かった人がいたかもしれないということから発足。現在は国立健康危機管理研究機構で、オールハザード対応を目標に動く組織に変わり、被災により体制が崩れた医療サービスを立て直す手伝いなどを行っている。

能登半島地震では、奥能登から遠方に移送された高齢者や施設利用者の2割以上が1年以内に亡くなったことが確認され、移動が負担となる現実を突き付けられた。今後は業務

支援の重要性が認識されている。

本来は72時間の急性期対応が想定されているが、能登では病院支援が早期に落ち着く一方、福祉施設の維持や避難判断など、生活に密着した課題への対応が中心となった。地域復興には医療と福祉の機能回復だけでなく、個々の生活再建も大事。復旧や体制維持に関わるためには、平時のシステムがそのまま災害時に切り替えられる体制づくり、福祉分野などとの連携が必要だと思っている。

北島法律事務所

奥能登地域は弁護士がほとんどいない「ゼロ・ワン地域」であり、弁護士会の事業として10年ほど前から能登町の支援を担当してきた。法律相談会のほか、役場職員やケアマネジャーらと連携し、月1回程度、困りごとを抱える住民の自宅や施設、病院を訪問して、債務整理や、認知が低下した人の後見の町長申し立て案件の後見人を担当してきた。後見人として関わっていた高齢者のなかに広域避難された人がいたが、後見人がついていたことで、避難先での支援調整や元の施設への帰還準備が可能となった。

1.5次避難所に取り残され、身元保証人がなく施設入所できなかった人への契約支援や災害後の詐欺被害、被災による困窮など、司法の関与で解決可能な課題は多岐にわたる。

平時から支援につながりにくい人ほど、災害時に取り残されやすい。弁護士自身がアウトリーチできればいいが限界があるので、普段から福祉機関、専門職とつながっていなければならないと思っている。

厚生労働省大臣官房厚生科学課災害等危機管理対策室

能登半島地震の発災後、3,000を超える世帯が孤立したが、自衛隊の啓開などにより2週間ほどで孤立は解消した。しかし、電気と水道の復旧に時間がかかり、珠洲・輪島地域

においては避難するしかない状況があった。

県南部への二次避難や、避難所までの中継点として医師や保健師などを配置して行先を調整する「1.5次避難所」という避難形態も生まれた。

一方で、自力での生活や住まいの再建に課題を抱える方が多く、そうした方々は自ら相談に来ない。そこで、生活再建支援アドバイザーを導入し、被災者見守り支援事業とも連携しながら、見守り訪問の中で必要に応じて適切な機関につなぐ支援を実施。災害ケースマネジメントは行政だけでは絶対にできない。平時の生活困窮者自立支援制度や包括支援体制の中で災害ケースマネジメントを担うのが理想だと考えている。

上智大学 鍋木奈津子さん

災害時に起きる出来事、災害後に起きる長期的な出来事は、平時からつながっているのので、災害が起きる前からの連携が有効である。これは困窮法の考え方との親和性が高い。

提案として、地域福祉計画と防災計画を一体的に見直し、要配慮者支援計画との整合をとる。課題を共有し、話し合いながら作成するプロセスがあり得るのではないかと。

災害時の支援体制を機能させるには、県や自治体の福祉部局、災害危機管理部局などの関係者同士が集まって議論する場を持つことが必要である。地域の中の弱いところや、厳しい状況になる人たちについて議論する場を持って、イメージしておくといい。災害時にどうなるのかを学び、意識し続けることが必要だと感じている。

まとめ

菅野さんから、「被災者の支援のために専門家を活かせる仕組みや備えが必要だ。この議論を継続して、動いていけるといいと思う」というまとめのコメントがあった。

市場に関与して必要な支援サービスを作り出す ～自治体の役割と施策分野・部門間の連携～

2025年11月9日(日) 13:00～15:00

■ パネラー

一般社団法人北海道総合研究調査会(HIT)
調査部長・東京事務所長

東京大学先端科学技術研究センター
社会包摂システム分野 特任助教

合同会社PSCプラス(パーソナルサポート
センター部長兼務) 営業

切通 堅太郎

松清あゆみ

後藤 美枝

■ パネラー兼コーディネーター

Aワーク創造館(大阪地域職業訓練センター) 西岡 正次
副館長



自治体が進める「公私協働(官民連携等)」を振り返ると3つの流れがある。31年前の阪神淡路大震災後に注目されてきたNPO等による「市民主導の公私協働」。2つ目がほぼ半世紀前に始まったが行政のスリム化や民営化等を図る「市場・行政主導の公私協働」。そして最近3つ目が話題になっている。2つ目の民営化等の協働がもたらした負の解決、市場の失敗や構造的課題に向き合う新たな「市場・行政主導の公私協働」で、市場の新たな枠組みの設定や民間同士の連携を促す取り組みである。今回、市場の新たな役割に挑む居住支援と就労支援の事例から自治体の役割に議論した。

合同会社 PSC プラス

PSCの居住支援の原点は被災者支援(仮設住宅からの転居支援)にあり、その経験から「本人が選んだ」という実感を尊重し本人の選択肢を増やすためにPSCから独立した合同会社PSCプラスを立ち上げ、民間賃貸市場における支援付き住宅の拡大と生活環境の確保を図っている。仲介・転貸(サブリース)等を中心に「住宅確保要配慮者」に対して支援付き・ケア付き住宅の供給に取り組んでいる。保証人の確保困難や収入の不安定さ、単身・高齢・健康不安や障害など多様な課題を抱える要配慮者にとって、低価格物件の不足や保

証会社の審査、大家の懸念といった賃貸市場の構造は大きな障壁となっている。住まい方等を見立てるPSCの自立相談支援を踏まえ、PSCプラスは物件探しから大家との交渉、物件確保、保証の調整・提供を行うほか、入居後に見守りや生活・就労等の支援調整につなげる。サブリース型では月2回の見守り等を行う半年の定期借家契約を基本に、生活の安定が見通せると普通借家契約への移行を支援する。市場の新たな役割に注目するPSCプラスと、ワンファミリー仙台(PSC構成団体)による日住・社住などの取り組みを組み合わせる宮城県の居住支援施策を促進し、同県も居住支援法人の強化・連携等をめざし同協議会の

事務をPSCに委託するなど、居住支援をめぐる新たな公私協働に動き出している。

東京大学先端科学技術研究センター

同研究センターが提起する「超短時間雇用モデル」注の実装を試みる自治体が増えている。我が国の労働・雇用市場は日本的慣行やルール、例えば「採用されて初めて明確な仕事や配置がわかる」「配転含め柔軟な職務変更への対応を求める」「働く時間が長い（週40時間など）」などが広く浸透。募集・採用では「臨機応変に何でもできる人やコミュニケーション能力」が基準となり、ジェネラリストとして働くことが難しい人々が就労機会から排除されてしまう。「同雇用モデル」は企業等と連携して慣行やルールに向き合う新しい仲介・就労支援である。モデルの実装では中間支援機関が重要な役割を担う。まず企業に協力して仕事の洗い出しと職務分析を行い「短時間でもやってもらうと職場が助かる仕事」を具体的に定義（言語化）する。「定義された」仕事情報は障害者や生活困窮者等の就労支援で活用され、就労希望者は強み等を活かす、あるいは必要な配慮が調整される仕事情報を選び、その内容を確認める・試す支援（見学や体験等）、仲介・職業紹介などを利用する。一方求人企業等は「短時間雇用」の仕事内容を定義し、就労支援を通じた仲介・職業紹介を利用し、従来の市場にはなかった求人活動等を経験する。同雇用モデルは募集や採用、定着や育成で悩む中小零細企業等に特に好評である。また就労希望者の強み・適性の理解や職場環境等の不安解消などによってより適切な相談支援を可能にしている。就労訓練の事業化や無料職業紹介の活用等を推奨する生困制度は労働・雇用市場への向き合い方を改めて問い直したい。

一般社団法人北海道総合研究調査会 (HIT)

生活困窮者自立支援制度は5つの新しい支援のかたち、「包括的な支援」「個別的な支援」「早期的な支援」「継続的な支援」「分権的・創造的な支援」を示した。最初の4つは主に個別相談支援の実践の中で追求してきた。この分科会では先の4つを支える最後の「分権的・創造的な支援」に注目した。地域福祉等の分野では「市民主導の公私協働」が注目されてきた背景もあり、自立相談支援や就労支援、家計支援の事業の多くが委託され民間が担っている。ただし就労や居住の支援では求人企業等や不動産事業者など、各市場のプレイヤーとの連携が不可欠だが、自治体の現場は労働・雇用市場や賃貸住宅市場との対話経験の不足、貧困ビジネスとの線引きの難しさ、さらに相談業務の多忙さも重なり、各市場へのアプローチは進展していない。分権的・創造的な支援は単に民間に任せることなく、望ましい公私協働の追求を促すことだろう。交通やエネルギーといった分野でも市場の限界や失敗が指摘されている。市場の仕組みや慣行等に積極的にアプローチし、公私協働による支援モデルを生み出す、また既存の制度や資源をつなぎ合わせて市場の構造やプレイヤーの行動を変えるといった自治体を中心とした取組みが問われている。普遍主義的な相談支援を切り拓いた生困制度による今後の実践と議論につなげていきたいと思う。

まとめ

「生困制度施行10年、包括的な個別相談支援の実践は広がっているが、その経験やスキル等をさらに伸ばす『支援サービスをつくる』取組みが問われている。改めて自治体による『市場との関係づくり』『市場・行政による公私協働』への取組みに期待したい」と総括した。（文責：西岡）

注：超短時間雇用モデル https://www.u-tokyo.ac.jp/focus/ja/features/z0508_00009.html

つながって支えあう滋賀の実践 ～福祉・医療・司法の連携～

2025年11月9日(日) 13:00～15:00

■ 登壇者

ことう法律事務所
弁護士・社会福祉士

滋賀県社会福祉協議会地域福祉課
地域養護・はぐくみ係 主任

滋賀県湖東健康福祉事務所
彦根保健所地域保健福祉係 主査

甲賀市健康福祉部地域共生社会推進課
係長

NPO法人滋賀県社会就労事業振興センター
公益事業部 コーディネーター

藤田 祐介

桑野友美佳

池田健太郎

中井 浩喜

平岡 章博

■ コーディネーター

龍谷大学社会学部
教授

山口 浩次



福祉、医療、司法の実践者が集まり、それぞれの思いを語り合いながら、グラフィックレコーディングで分科会の見える化を図り、併せてピカジップ方式を用いて参加者らとアイデアを出し合った。

ことう法律事務所

近年、滋賀でも多職種の関わりが増え、市や社会福祉協議会など、関係者と連携し案件に取り組む機会が多い。弁護士や相談員が協力することで事案が円滑に解決する場合もあるが、案件終了後つながりが途切れ、その後の対応にもどかしさを感じる。多職種連携を形式的な協力にとどめず、支援者自身の負担軽減や専門性向上につなげる「支援者支援」の視点が不可欠で、専門職同士が気軽に相談できる関係の構築、相談や情報の共有、職場とは異なるつながりの場を育むことが重要になる。こうした場は事案解決のためだけでなく、支援者同士の励ましの機会、専門性の補完に寄与する。支援者自身の精神的負担を軽減し、安心して相談できる環境を整えること

が、支援の質を向上につながる。滋賀の現場ではこうしたつながりを意識的に育てることが今後重要となり、支援者同士の関係強化が地域福祉の発展に直結する。

滋賀県社会福祉協議会地域福祉課地域養護・はぐくみ係

滋賀県社協では、子どもを真ん中において地域づくりを進めるため「子どもの笑顔はぐくみプロジェクト」を実施。生きづらさを抱える世帯の子どもに居場所を提供する「フリースペース」では、大人がマン・ツー・マンで関わりながら食事、遊びなどのケアを行う。背景には複合的な困難を抱える世帯が増え、家庭では子どものニーズを満たせない現状があり、孤立や引きこもりのリスクを高める。このニーズを補う支援として子ども食堂やフリースクールなどもあり、「フリースペー

ス」もその一環である。特徴は個別性が高く、一人ひとりの子どもが主体となって過ごす居場所であること、制度に縛られないボランティアな活動で支援に切れ目がないこと、世帯全体を見据えた支援が行われることが挙げられる。制度のはざままで困難を抱える子どもたちを孤立させず支え育むために、地域の大人として何ができるかを問い続けている。

彦根保健所地域保健福祉係

保健所に勤務し、精神障害者の地域支援、ひきこもり支援などに従事する。プライベートで精神障害を持つ人と、フットサルで交流やネットワークづくり、偏見解消の活動をしているほか、職能団体である滋賀県精神保健福祉士会の活動に関わり、専門職の資質向上や交流をしている。これらの活動は支援者自身が力を高め、生き生きと働き続けられる環境づくりにつながり、活動に参加することで元気をもらい、仕事を続ける活力になる。しかし、福祉業界では自己犠牲で支援を行う人が多く、孤立やバーンアウトのリスクが高く、困っている人のために尽くそうとする人が活動を続けられない現状にモヤモヤしている。日常の仕事に元気をもらい、支援者自身も生き生きと働き続けるための取り組みや活動は何かを考えることを問いとしており、小さなことでも支援者の活力向上につながる方法を探ることが目的となっている。

甲賀市健康福祉部地域共生社会推進課

介護福祉施設の現場を経て、現在は市の地域共生社会推進課で福祉計画の策定や重層事業を担当し、ジョブローテーションでさまざまな困りごとに関わりながら地域づくりに携わっている。誰かを喜ばせたい、驚かせたい、という思いからフレームにとらわれず地域サロンでの活動や市内での年末の炊き出しなどを行っている。また、市民向けに演劇を通し

虐待防止を伝えるなど多様な活動を展開している。福祉職としての現場では、生きづらさを抱えた人を今日も、支えている現場の価値の大きさや自分の時間を割いて人を支えることの尊さを実感している。誰かを幸せにする価値ある福祉職がもっと憧れの職業になるアイデアはないものか。自分も将来、高齢者や障害者、生活困窮者になる可能性を意識するとき、必要な福祉職が増え、スキルアップし続けられる環境の重要性を強く感じている。

NPO 法人滋賀県社会就労事業振興センター

NPO 法人滋賀県社会就労事業振興センターは行政からの委託を受け、障害のある人の「働く」を応援する法人で、作業所への専門家派遣など就労準備支援や重層事業を実施している。自分もかつて精神疾患で仕事ができなくなった経験がある。働けなかったときに同様の人たちに会い、彼らが働くことができれば本人も家族も安心できるし、社会的にも人手不足の解消になると考え、現在支援に携わっている。普段の支援では精神疾患のある人には肩入れしてしまうこともあり、それも楽しい部分でもあり、同時にモヤモヤすることもある。支援したくても本人に困り感がない、傍から見たら危ない人でもすぐには支援できず後々生活維持が難しくなる場合に、本人が危機感をもつまで待たなければならず、お金が底をつくまで動けないケースなど、これらの現状に対し本当にこれでいいのかと常に思い悩んでいる。

まとめ

5人の事例報告やセッションの後、コーディネーターの山口浩次さんのファシリテーションで、参加者らが各報告に対して感じた内容やアイデアなどを付箋に書いて模造紙に貼り付けるピカジップ方式を実践して分科会を終了した。

ま と め の 全 体 会

地域共生社会とは何か

登壇者

認定NPO法人抱樸 一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク	理事長 共同代表	奥田 知志
日本福祉大学	学長	原田 正樹
上智大学総合人間科学部社会福祉学科	准教授	鍋木奈津子

進行

一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク	理事	生水 裕美
-------------------------	----	-------

生水裕美 地域共生社会への包括的支援体制づくりにおいて、生活困窮者自立支援制度の役割が見直されています。まとめの全体会では「地域共生社会とは何か」をテーマにしたいと思います。まず、地域共生社会とは何かご説明をお願いします。



一般社団法人
生活困窮者自立支援
全国ネットワーク
理事
生水 裕美

地域共生社会とは・重層事業と困窮制度について

原田正樹 地域共生社会を考える際、「理念」と「政策」という二つの視点があります。理念とは、どのような社会をつくるかが問われています。生活困窮者支援で掲げた「地域づくり」や「支える・支えられる」という一方的な関係ではなく、相互に支え合う関係を重視するのが基盤です。こうした相互扶助の考えは「ケアリングコミュニティ」として発展し、地域共生社会の理念と重なってきました。また、地域共生社会は多様性や包摂性を前提とし、差別や排除といった課題を含めながら、共に生きる社会をつくる理念です。政策面ではこの理念を実現するため、市町村ごとに包括的支援体制を整備し、新たなセーフティーネットを構築することが求められます。従来の児童・障害・高齢といった分野別制度だけでは、制度のはざまや新たな困り事に対応できません。人口減少や社会資源の制約が進む中、アウトリーチや予防を重視し、早期発見・早期支援へと福祉の



日本福祉大学
学長
原田 正樹

あり方を転換する必要があります。さらに、生活基盤としての福祉は、福祉分野だけで完結させず、農業や産業など地域づくり全体と連動し、地域を維持する視点が不可欠です。

生水 重層的支援体制整備事業と生活困窮者自立支援制度について、両制度の関係を教えてください。

鈴木奈津子 重層事業と困窮制度は、理念や価値に共通点が多く、目指す姿や方向性は同じです。重層事業は、既存制度で対応しきれない部分を補完できることが強みです。困窮支援の取組みをより充



上智大学総合人間
科学部社会福祉学科
准教授
鈴木奈津子

実させるために、重層事業は有効なツールとなります。また、すべての人を支援対象とすることから、生活保護受給者も含めた包括的支援体制に寄与し、ある意味では、困窮制度を超える機能も有しているといえます。

一方、困窮制度は、分野や制度を越えて柔軟につながる強みを持ち、これまで見えにくかった困難や課題を誰よりも早く察知し拾い上げてきた制度です。生きにくさや支援が届いていない人々の存在は、困窮制度があったからこそ、可視化されました。課題は、困窮制度がすくい上げた声や事象を社会で可視化し、仕組みや地域を変えていく力が不足している点です。現場の声をより発信し、社会に働きかける役割の強化が求められます。また、「困窮者支援制度」という名称や法における対象者の定義も時代に合わせて変わっていくことを願っています。

生水 お二人のお話を踏まえていかがでしょうか。

奥田知志 生活困窮者自立支援制度の理念で重要なのは、孤立問題を明確に位置づけた点です。困窮は経済的貧困にとどまらず、孤立や生活課題への対応を含む概念で、これまで見過ごされがちな課題に目を向ける視点を提



一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク 共同代表
奥田 知志

供します。制度の基本方針である「断らない姿勢」は、必ずしもすべての問題を解決するわけではありませんが、対象者を切らず共に考え続ける態度として重要です。現場では、対象者の生き抜く力や努力を認める姿勢が、支援者にとっての励みとなり、心理的な支えにもなります。一方で、制度には対象範囲が定められ、支援が届きにくい領域もあります。重層的支援体制整備事業は、制度間の横断や分野を越えた連携を補完し、医療や生活保護制度との統合的対応も求められます。家族の役割を社会的に補完し、居住支援や日常生活、地域でのサポートまで幅広く関わる必要があります。生活困窮者支援制度と重層事業は孤立や包括的支援を重視し、制度の限界を補完する関係です。今後は制度間・省庁間の連携や地域支援のあり方を整理し、地域共生社会と制度を統合的に考えることが課題です。

生水 地域づくりについて、みなさんのご意見をお聞かせください。

地域づくりとは何を指すのか

奥田 地域づくりが何を指すのかわかりにくいものです。地域は人々の関わりや機能を含む概念として捉える必要があります。家族機能の社会化とは、血縁や親子に限らず生活の具体的な役割を地域や社会全体で

担うことです。「親だからやる」ではなく「やった人が家族」という形で関わる人を増やし、オープンで民主的な関係性をつくることが重要です。伴走型支援の現場でも、多くの人の関与が現実的だと強調しています。つまり地域づくりとは、日常の具体的な生活行為や関わりを通じ、孤立を防ぎ互いに支え合うネットワークを作る営みです。原田 地域づくりは、生活困窮者自立支援法のなかにおいて、包括的支援体制や重層的支援の規定で具体的に位置づけています。中間支援組織や見守り、ソーシャルサポートネットワークの構築を示しており、抽象的だから難しいのではなく、まず制度上のミニマムを確認することが重要です。そのうえで、どう広げるかが今後の課題となります。

鏑木 地域づくりは、支援を通じて多様な地域の人や関係者と出会い、新しいつながりをつくりながら進めていくものです。しかし、事業所によっては、日々の業務が忙しいことも相まって、地域に出ていきにくい雰囲気のところもあるようです。重要なのは、上司や同僚が地域と関わりたい、もっと取り組みたい職員を応援し、その行動を後押しすることです。自治体職員であれば、地域に出ようとする若手職員の努力を評価し、人事評価の視点を見直すことも、地域づくりを進める力になります。地域に密着したフォローアップや関係づくりの重要性も指摘されています。

生活困窮者自立支援全国ネットワークでは、就労、子ども・若者、家計改善の部会を設け、頻繁に集まり議論する場を整えてきました。特に家計分野では、ブロックごとにリーダーを担う人材を見つけ、地域単位で活動を充実させる動きが進んでいます。一方、まだ十分でない部分もあり、検討が続きます。さらに、厚労省主催の大会や全

国ネットワークの活動を通じ、現場の声を届け、地域を変える力とすることも重要です。研究や調査を担う立場として、今後、全国ネットワークが積極的に発信し、社会に働きかける役割を強化していきます。

生水 生活困窮者自立支援制度への期待や役割、大切にすべきことをお聞かせください。

生活困窮者自立支援制度への期待と役割

籓木 見過ごされがちな声を最前線で察知する感度は非常に高く、毎年大会に参加するたび新しい気づきと希望を得ています。しかし、すくい上げた事象を仕組みや地域を変える力に結びつける部分はまだ不十分で、地域づくりの課題とも関係していると感じます。今後は、全国ネットワークの仕組みを通じて声を届け、地域や制度を改善する取り組みにも力を注ぎます。

原田 地域共生社会実現のためには、理念や政策だけでなく、運動をどうつくるかが重要です。制度や政策として包括的支援体制を整えただけで地域共生社会が実現するのではなく、共生社会を阻む差別や排除、分断といった課題に抗う力を地域の中でどう生み出すかが問われます。そのため、生活困窮分野に限らず、さまざまな関係者が関わり、運動を広げ、全国ネットワークのような組織が発信や運動の主体となる意義は大きいです。また、運動を進めるうえで、人々の意識をどう変えるかが課題です。生活保護へのバッシングや生活困窮を自己責任とみなす風潮が依然として存在します。さらに、生活困窮支援の制度や事業が積み重なり専門性が高まる一方、縦割りにならないよう意識することが重要です。家計や居住など分野ごとの支援が独立した縦割りにならないようにするという視点は、支援

に関わるすべての人がもつべきものです。そのためには、制度や事業同士を形式的につなぐより、個々の生活をどう支えるか徹底的に考え、その人の生活に複数の支援が必要であることを確認する姿勢が、結果として支援同士をつなげると考えられます。

奥田 現代社会は差別や排除、分断が顕著で、共生は単なる理想ではなく、差別や排除、分断に抗して社会を支えるカウンターカルチャーとして捉えるべきです。生活困窮者自立支援制度は孤立や分断の課題に取り組んできましたが、分断は深まっています。この制度は、現場で困窮者と共に生きる姿勢を示す役割が期待されます。「何とかなる」という考え方は、社会への信頼の表現であり、同時に「私がいる、あなたがいる」という他者性の意識が不可欠です。

支援の中心は人材育成です。AIや情報技術は知識提供の補助として活用できますが、支援者の核心は「人の心を理解し寄り添う力」です。単に選択肢を提供するだけでは、人は行動に移さず、生きようとする気持ちを引き出すことが重要です。制度の温かさや包括力を活かし、人の心に向き合う力を中心に据えることが、制度運営と人材育成の要です。生活困窮者自立支援制度は、困窮者を守り、社会全体の信頼を回復し、孤立や分断に抗する営みとして再認識される必要があります。

生水 ありがとうございました。来年の大会は千葉で開催されます。皆さんに元気でお会いできることを楽しみにしています。



参加プログラムの聞きどころ・論点をまとめました。
ご参加の前にぜひご一読ください！

第12回

生活困窮者自立支援全国研究交流大会

視界がひらけない時代だからこそ、生活困窮者支援でつくりだしたい地域共生社会。
手応えもつらさも楽しさも共有しながら、経験をつなぎあい、生活困窮者支援の制度と取組を前に進めよう。

大会
ニュース
Page
1

全体会 2025年 11月8日【土】 13:40~15:50

発行：2025年11月1日

第1部 13:40~15:50

こども・若者の困窮に向き合う

○基調講演

東京都立大学 人文社会学部 教授 阿部 彩

○パネルディスカッション

登壇者

NPO法人おおい子ども支援ネット	理事長	矢野 茂生
NPO法人サンカクシャ	代表理事	荒井 佑介
一般社団法人ともしびatだんだん	代表理事	近藤 博子
NPO法人暮らしづくりネットワーク北芝	コーディネーター	尼野 千絵

コーディネーター

一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク 顧問 宮本 太郎
(中央大学法学部 教授)

こども・若者の困窮に向き合うために、この基調講演とパネルディスカッションでは大きく3つの視点から議論を深めていきます。第一に、基調講演では大きな視点からこども・若者の困窮の現状を見た上で、制度がこれまでどこまで現実に対処できているかを検証します。第二に、特に地域の実践の経験から、こども・若者の困窮とはいかなる場面でどのように捉えることができるものなのかを議論します。そして第三に、こども・若者たち相互のつながりも生み出しながらそこにほんとうに届く支援のあり方を考えます。

(コーディネーター 宮本太郎)

第2部 16:00~16:30

地域共生社会の実現と生活困窮者自立支援について

—「中間とりまとめ」を踏まえて—

登壇者

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 室長 南 孝徳
生活困窮者自立支援室・地域共生社会推進室 学長 原田 正樹
日本福祉大学

地域共生社会の在り方検討会は、本年5月に「中間とりまとめ」を報告しました。このなかで改めて生活困窮者自立支援の重要性が確認されています。「自立と尊厳の確保」、「生活困窮者支援を通じた地域づくり」を大切にしてきた本支援を踏まえて、これからの包括的支援体制の在り方、多分野との協働について考えます。(登壇者 原田正樹)

第3部 16:45~18:00

『それで、よかよか』が響く場所 —寛容と多様性について

講演／対談

学校法人立花学園 立花高等学校 校長 齋藤 真人

一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク 代表理事 奥田 知志

福岡市東区に立花高等学校があります。今回講演くださるのは校長の齋藤真人さんです。学校案内にはこのような校長先生の思いが書かれています。「本校の生徒たちには苦手なことがたくさんあります。苦手なことを改善することもすごく大切ですが、苦手なことが安心して苦手なままでいれることもまた大切だと思えてなりません。本校の生徒たちにしかない素敵な面もたくさんあるのです。」

成長することは大切です。人は出会い、学び変わっていきます。しかし、その前提に「そのまま受け止める」という寛容の姿勢がないと、支援がいつの間にか「指導」や「矯正」に終わるかもしれません。第3部では、齋藤校長の子どもたちとの日々の営み(闘い!?)からのお話を伺います。「それで、よかよか」が響く学校の物語に耳を傾けたいと思います。「それでよか」は「それでいい」という博多弁です。

(コーディネーター 奥田知志)





分科会1

身寄り支援

10:00 ~ 12:00

身寄りのない人の窓口となり生活困窮者支援はどうなる？

パネラー

福岡市社会福祉協議会

地域福祉部事業開発課長 栗田 将行

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課
成年後見制度利用促進室

室長 占部 亮

金沢市地域包括支援センターとびうめ

センター長 中 恵美

NPO法人KHJ全国ひきこもり家族会連合会

代表理事 日花 睦子
(大阪虹の会)

コメンテーター

同志社大学 社会学部

教授 永田 祐

コーディネーター

豊中市社会福祉協議会

事務局長 勝部 麗子

地域共生社会あり方検討会議では、身寄りの社会化が大きな課題として取り上げられました。必要性が迫られる一方で、受付窓口が地域包括支援センターと生活困窮者自立支援の窓口へと想定されています。さらに、入院や入所の保証問題、死後事務などの問題を支える新日常生活自立支援事業への期待が高まる一方、財源や内容も不明なまま対象者の拡大で現場はどうなるのかと不安が広がっています。

本分科会では、現場の意見や身寄りのない当事者の課題などを共有しながら、命の尊厳を守る身寄り支援のあり方を考えます。

(コーディネーター 勝部麗子)

分科会2

家計改善支援

10:00 ~ 12:00

子ども若者期における家計改善支援の必要性 ―現状と実践事例―

キャッシュレス化やポイント還元の普及により、便利で安易にお金を使ってしまう傾向が強まり、相談者の家計の実態が見えにくくなっています。その結果、気づけば多重債務に追い込まれるケースも増えていきます。子どもの頃からお金の使い方を考え、自己管理能力を身につけることは、将来の安心につながります。困窮に陥らないために、どのように予防していくのか。本分科会では、山崎史郎氏によるミニ講演「子ども若者期における家計改善支援の必要性」に続き、現場の事例を通して子どもたちの実情や課題、小中高での取り組みを紹介します。困窮者支援を通じた地域づくりにもつながる家計改善支援の役割について、参加者全員で模索していきましょう。

(企画者 行岡みち子)

登壇者

一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク 顧問 山崎 史郎

認定NPO法人抱樞 地域包括支援事業部 子ども・家族marugoto支援事業
伴走支援員 齋藤 直子

社会福祉法人グリーンコープ長崎 家計改善支援員 西村 亜紀子

石狩市社会福祉協議会 地域福祉課 個別支援係
家計改善支援員 齋藤 明子

コーディネーター

一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク 理事 生水 裕美





分科会3

包括的支援

10:00～12:00

自立相談支援事業の展開と課題～包括的支援体制をめざして

パネラー

尼崎市 福祉局福祉部 重層的支援推進担当課 課長 宮本 晃子

那須塩原市社会福祉協議会 生活支援課
相談支援包括化推進員 柴田 直也

滋賀県社会福祉協議会 副会長 谷口 郁美

コーディネーター

全国社会福祉協議会 地域福祉部 部長 高橋 良太



制度の狭間を生まないことを掲げて創設された生活困窮者自立支援制度は、包括的支援体制づくりにおいて、中核的な役割を担うことが期待されています。分科会3では、包括的支援体制をめざして取り組まれている自立相談支援事業の展開を3つの事例から学びます。

尼崎市の事例では、自立相談支援窓口の職員を包括化推進員に位置づけるなどして、複雑化・複合化した課題を受け止め、必要な支援機関や地域資源につなげる取り組みを、那須塩原市社協の事例からは、子どもから高齢者まで対象を限定せず、幅広いテーマについて専門職や非専門職が協議し、さまざまな資源を生み出している取り組みをご紹介します。

滋賀県社協からは、コロナ特例貸付借受人の現在の状況をアンケート調査から明らかにし、物価高騰により今なお生活に困窮する人たちの支援課題を探ります。

(コーディネーター 高橋良太)

分科会4

支援者支援

10:00～12:00

生活困窮者支援における「支援者支援」のネットワーク（機能と役割）について

今年4回目になる支援者支援を考える分科会。これまで、全国各地の実践報告を元に議論を深めてきましたが、改めてこれまでを振り返りながら「支援者支援の機能」を考えていきます。長野県からは県全体を支える「まいさぼ」の実践から、北海道からは実践に加えて道内の支援者支援のニーズ調査の結果をご報告いただきます。その上で、行政(国)・民間団体それぞれの立場からのコメントを加え、議論を深めていきます。さまざまな地域、立場から見える顕在的・潜在的なニーズに応える支援者支援の多層的な機能・役割について、行政の責任や役割、民間の強みの双方を生かして、どう全国で展開していけるのか、会場の皆さんと一緒に考えていきます。

(企画者 鈴木晶子)

パネラー

長野県社会福祉協議会 相談事業支援センター 所長 本藤 久道

北海道生活困窮者支援ネットワークどうねっと 事務局長
一般社団法人北海道ねっとわーく 理事 佐渡 洋子

コメンテーター

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課
生活困窮者自立支援室・地域共生社会推進室 室長 南 孝徳生活困窮者自立支援全国ネットワーク 理事
かながわ生活困窮者自立支援ネットワーク川崎事務局 鈴木 晶子

コーディネーター

日本福祉大学 学長 原田 正樹





分科会5

罪に問われた人の支援 10:00-12:00

罪に問われた人の社会復帰支援：刑事司法と地域社会をつなぐには

パネラー

法務省 保護局観察課

処遇企画官 大日向秀文

長崎大学大学院 医歯薬学総合研究科

教授 大西真由美

豊田市 市長公室東京事務所

所長 橋本 一磨

NPO法人ホームレス支援全国ネットワーク

事務局 山田 耕司

コーディネーター

NPO法人くらし応援ネットワーク

相談員 丹羽 宏太



駆け出しの私が最初に会ったのは、少年院出院者の自助グループでした。「自分でも信じられなかった自分の立ち直りを信じてくれた人とのストーリーが、その人を立ち直らせる」。その後、福祉の現場で「福祉活動家」から出された宿題は、「刑事司法と地域社会をつなぐこと」でした。「再犯防止推進法ができて、対象が国民全体(=社会的に孤立した人)に広がる」。右も左もわからないまま、「地域共生社会」を立ち上げた皆様から教わったのは、「すでにある地域のプロジェクトを可視化して刑事司法とつなぐだけでいい。根底にあるのは心理的安全性」ということでした。

本分科会では、こうした「D&I」と呼ぶべき、「国・地方、官・民、業種、様々な垣根を活かしたプロジェクトを立ち上げて、刑事司法という新“奇”課題に挑む」その大切さについて考えたいと思います。(コーディネーター 丹羽宏太)

分科会6

対人援助論

【配信・アーカイブなし】 10:00-12:00

専門官と一緒に私たちができる“包括的な相談支援”を考えよう！

皆さん、こんにちは！ 分科会6では、テーマにもなっている「包括的な相談支援」を一緒に考える時間を持ちたいと考えています。どんな制度や仕組みがあったとしても、それを動かす原動力は支援員ひとりひとりの思いが大きな存在感となります。それはどの分野でも同じこと。縦割りの支援から横に広がり、ひとりの当事者とさまざまな支援員が手を携えながら支援を行っていくには、支援員を支える「倫理や価値」が必要です。分科会6では楽しく愉快的語りの中から、明日から心の中に置いておきたい言葉を探す旅に出たいと思います！ 個性の強い専門官たちと会場の皆さんがどう混ざり合い、拡散し、収束していくか、そんな挑戦も見どころ？です！ 楽しみましょう！

(登壇者 鈴木由美)

登壇者

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 女性支援室
女性支援専門官 池田 恭子厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課
ひきこもり支援専門官 佐野 茂樹厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 地域共生社会推進室
支援推進官 野川すみれ厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室
就労支援専門官 鈴木 由美



分科会7

子ども若者支援

13:00-15:00

繁華街に集まる若者たちの課題と支援を考える

パネラー

一般社団法人若草プロジェクト

理事 牧田 史

認定NPO法人D×P

理事長 今井 紀明

大阪市中央区役所 保健福祉課

課長代理 柴田 大樹

コーディネーター

認定NPO法人スチューデント・サポート・フェイス

代表理事 谷口 仁史



近年大きな社会問題として報道も多くなされる繁華街・歓楽街に集まる若者たち。繁華街に集う若者たちは、遠い存在のように感じるかもしれませんが、元々繁華街に暮らしている若者たちではありません。地方も含めた各地で居場所を見出せず、繁華街に集まってきています。今回は、大阪を拠点に若者支援を行う認定NPO法人D×Pの今井氏、同じ大阪で行政職員として繁華街の若者問題を担当する柴田氏、東京でこうした繁華街に集う若者も含め、若年女性の支援を行っている若草プロジェクトの牧田氏をお招きし、実践報告をしていただきます。自分の地域の若者の問題として、その実情と支援を聞き、ともに考えていきましょう。(企画者 鈴木晶子)

分科会8

就労支援

13:00-15:00

居場所的仕事からGAFAM雇用まで人にあわせてしごとをつくる

はたらきづらさを抱える方々の状況は千差万別で、その個性に寄り添った支援が求められます。生活困窮者自立支援法は、現役世代の生活保護率が高まる状況の中で、就労支援を強化して経済的自立を図ることを大きな狙いとして制定されましたが、その多様な個性性のまえに必ずしも有効な成果をあげていません。何を目標にして、どんな支援をすることが本人にとって必要なか、試行錯誤しておられる方も多いのではないのでしょうか。

この分科会では、居場所的仕事から巨大企業の就労支援に至る挑戦を紹介するとともに、参加の皆さんと意見交換を行い、明日からの仕事に役立つお土産を持って帰れるような運営を心がけます。皆様の参加をお待ちしています。(企画者 池田徹)

パネラー

NPO法人ユニバーサル就労ネットワークちば

理事長 平田 智子

日本財団 公益事業部

シニアオフィサー 竹村 利道

一般社団法人NIMO ALCAMO

代表理事 古市 邦人

NPO法人ワークフェア

代表理事 柳谷 君予

コーディネーター

慶應義塾大学 経済学部

教授 駒村 康平





単身化に対応する居住支援 ―居住サポート住宅と地域居住支援事業を考える

ミニ講演

日本福祉大学 福祉経営学部 医療・福祉マネジメント学科 教授 藤森 克彦

パネル

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課
生活困窮者自立支援室・地域共生社会推進室

室長 南 孝徳

国土交通省住宅局 安心居住推進課

課長 田中 規倫

法務省保護局更生保護振興課 地域連携・社会復帰支援室長 林 寛之

コメンテーター

NPO法人やどかりプラス

理事長 芝田 淳

コーディネーター

認定NPO法人抱樸

理事長 奥田 知志

2025年4月の生活困窮者自立支援法改正、同年10月の住宅セーフティネット法改正と、今年一番ホットなのが居住支援。「地域居住支援事業」が開始し、さらには、新たな住まいのしくみとして「居住サポート住宅」も始まり、今後の展開が期待されています。今回の改正のメインターゲットは単身高齢者。新たな制度により、身寄りのない単身高齢者であっても部屋が借りられる賃貸市場を形成することができるのか？この問いは、同時に、単身化が進行する日本社会において「家族機能の社会化」を居住支援のステージで進展させることができるのか？という問いでもあるでしょう。厚生省・国交省・法務省の各担当者も本分科会に参加。ともに考え、議論しましょう！

(コメンテーター 芝田淳)

災害法制に位置づいた福祉 ―生活困窮者自立支援はどうする？―

2025年5月に「福祉サービスの提供」が災害法制に位置づきました。また、「地域共生社会の在り方検討会議」中間とりまとめでは防災分野との連携が必要だとの話になっています。つまり、平時から災害時を見据えた包括支援体制をつくり、災害時に配慮が必要な方々に支援を届けられるように制度上はなっています。あくまで制度上は。しかし、誰がどうやってやるのでしょうか？ 当然、平時の支援のプロは、生活困窮者自立支援の支援員も含めたケアワーカーたち。しかし現場は人材不足で火の車。この待たなしの状況を、私たちはどう乗り越えていくべきなのでしょう？ 医療・法曹・自治体マネジメントと、2024年の能登半島地震の最前線を担った方々をお招きし、私たちは何ができ、どう準備すべきかを考えます。

(コーディネーター 菅野拓)

パネル

厚生労働省 大臣官房厚生科学課 災害等危機管理対策室 室長 土岐 祥蔵

独立行政法人国立健康危機管理研究機構
危機管理・運営局 DMAT事務局 災害等危機管理対策第一課
災害等危機管理対策専門職 是枝 大輔

北島法律事務所 弁護士・社会福祉士 北島 正悟

上智大学 総合人間科学部 社会福祉学科 准教授 鍋木奈津子

コーディネーター

大阪公立大学 大学院文学研究科 准教授 菅野 拓





市場に關与して必要な支援サービスを作り出す ～自治体の役割と施策分野・部門間の連携

—担当部署がめざす「協働」を問い直す 就労支援、
居住支援を中心に！—

就労や居住の支援は労働市場や民間賃貸住宅市場との関わりや協働を通じて、相談者にあった支援サービスや解決策を具体化します。また市場と協働してつくる魅力ある支援サービスは見えないニーズを顕在化させます。サービス開発が常に関われる相談支援は自治体にとって初めて、しかも開発の成否は公(自治体)と私(民間、市場)の関係のあり方に左右されます。「市民主導の公私協働」や「市場・行政の公私協働」といった研究や実践が続いていますが、今回「超短時間雇用モデル」の展開事例と支援団体がつくった不動産会社の挑戦という報告をもとに、こうした協働の挑戦を伸ばす自治体の役割、生活困窮者自立支援制度が打ち出した「分権的・創造的な支援」について議論します。

(コーディネーター 西岡正次)

パネラー

一般社団法人北海道総合研究調査会 (HIT)
調査部長・東京事務所長 切通堅太郎

東京大学先端科学技術研究センター 社会包摂システム分野
特任助教 松清あゆみ

合同会社PSCプラス (パーソナルサポートセンター部長兼務)
営業 後藤 美枝

パネラー兼コーディネーター

A'ワーク創造館 (大阪地域職業訓練センター) 副館長 西岡 正次

つながって支えあう滋賀の実践 ～福祉・医療・司法の連携～

登壇者

こう法律事務所 弁護士・社会福祉士 藤田 祐介

滋賀県社会福祉協議会 地域福祉課地域養護はぐくみ係
主任 栗野友美佳

滋賀県湖東健康福祉事務所 彦根保健所 地域保健福祉係
主査 (精神保健福祉士) 池田健太郎

甲賀市役所 健康福祉部地域共生社会推進課 係長 中井 浩喜

NPO法人滋賀県社会就労事業振興センター 公益事業部
コーディネーター 平岡 章博

コーディネーター

龍谷大学 社会学部 教授 山口 浩次

分科会12では、滋賀県における福祉・医療・司法の多職種連携の実践を共有し、参加者とともに「支えあう地域づくり」を考えます。登壇者5名がそれぞれの現場での悩みや挑戦を語り、ピカジップ方式により、質問とアイデアを通じて深め合います。心理的安全性を重視し、否定やアドバイスを避け、共感と創造的対話を促進。守破離の視点を活かし、制度や立場を超えた支援の可能性を探ります。

(コーディネーター 山口浩次)





地域共生社会とは何か

今大会のテーマとして投げかけた「地域共生社会への包括的支援体制づくりにおいて、生活困窮者自立支援制度の役割が見直されている」ことを踏まえ、「地域共生社会とは何か」をテーマにディスカッションをします。
(コーディネーター 生水裕美)

登壇者

認定NPO法人抱樸	理事長 奥田 知志
日本福祉大学	学長 原田 正樹
上智大学 総合人間科学部 社会福祉学科 准教授	鍋木奈津子

コーディネーター

一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク
理事 生水 裕美



会場（交通）のご案内



第12回

生活困窮者自立支援 全国研究交流大会

視界がひらけない時代だからこそ、
生活困窮者支援で作りだしたい地域共生社会。
手応えもつらさも楽しさも共有しながら、経験をつなぎあい、
生活困窮者支援の制度と取組を前に進めよう。

対面・オンライン同時開催

開催日

全体会

2025年11月8日【土】

分科会／まとめの全体会

2025年11月9日【日】

会場

滋賀県立芸術劇場 びわ湖ホール(大ホール)／1日目 全体会
龍谷大学 瀬田キャンパス／2日目 分科会／まとめの全体会

一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク
厚生労働省委託事業

重層的支援体制整備事業に着手する自治体も400以上に増大するなか、地域共生社会への包括的支援体制づくりにおいて、生活困窮者自立支援制度の役割が見直されています。地域共生社会の在り方検討会議の中間まとめでは、生活困窮者自立支援制度は、重層的支援体制整備事業の一部ではなく、地域共生社会と包括的支援体制をつくりだしていく拠点であることが改めて打ち出されました。他方でこのことは、生活困窮者自立支援制度そのものを、地域づくりの拠点を担うのにより相応しいかたちに発展させていく課題を提起しています。そのためには、この制度をめぐる地域で積み重ねられてきた様々な経験を集約していく作業がますます重要です。本大会は、いつものように日々の取組の手応えとつらさ、楽しさを共有しつつ、こうした作業をすすめる重要な場となります。

第12回

生活困窮者自立支援全国研究交流大会

視界がひらけない時代だからこそ、生活困窮者支援でつくりだしたい地域共生社会。
手応えもつらさも楽しさも共有しながら、経験をつなぎあい、生活困窮者支援の制度と取組を前に進めよう。

開催日

■全体会

2025年11月8日[土]

■分科会／まとめの全体会

2025年11月9日[日]

対面・オンライン同時開催

■参加費

参加費：5,000円(税込)

全体会と各分科会は、現地参加とオンラインの両方で参加いただけます。

(現地参加は定員1,000人)

※現地参加の方には、現地で当日資料をお渡しします。

※オンライン参加の方には、当日資料のデータをダウンロードできるURLをメールでご案内します。

※全体会や分科会終了後には専用サイトからアーカイブ映像の視聴が可能です。

※大会終了後、全員に第12回全国研究交流大会の報告書を郵送します。

■参加方法

現地参加の場合 全体会・分科会ともに会場にお越しください。

※参加費の支払後、事務局より参加チケットをメールでご案内いたします。

※各会場までの移動手段や宿泊に関しては各自でご手配をお願いします。

※各会場には参加者用の駐車場はありません。ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。

オンライン参加の場合 ZOOMウェビナー方式となります。

※視聴デバイス=PCやスマートフォン、タブレット等のオンライン端末になります。

※ZOOMのオンライン入室方法について別途配信メールにてご案内します。

■申込締切

現地参加の場合：2025年10月17日(金) ※定員になり次第締切

オンライン参加の場合：2025年10月31日(金)

■大懇親会のご案内

日 時：11月8日(土) 18:30～20:30

会 場：琵琶湖ホテル

参加費：おひとり8,800円(税込)

定 員：300人(先着順)

■昼食について

利用日：11月9日(日)

引渡し：龍谷大学 瀬田キャンパス(当日のご案内)

代 金：1,000円(お茶付/税込)

※弁当の当日販売はしていません。

13:00~13:15

オープニング演奏

手話シンガーソングライター yokko

13:15~13:35

開 会

- 一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク
- 厚生労働省/滋賀県/大津市/龍谷大学

13:35~13:40

ステージ転換(5分)

13:40~15:50

第1部 子ども・若者の困窮に向き合う

子ども・若者の困窮に向き合うために、この基調講演とパネルディスカッションでは大きく3つの視点から議論を深めていきます。第一に、基調講演では大きな視点から子ども・若者の困窮の現状を見た上で、制度がこれまでどこまで現実に対処できているかを検証します。第二に、とくに地域の実践の経験から、子ども・若者の困窮とはいかなる場面でどのように捉えることができるものなのかを議論します。そして第三に、子ども・若者たち相互のつながりも生み出しながらそこにほんとうに届く支援の在り方を考えます。

- 基調講演: 東京都立大学 人文社会学部

教 授 阿部 彩

登壇者

NPO法人おおいた子ども支援ネット

理事長 矢野 茂生

NPO法人サンカクシャ

代表理事 荒井 佑介

一般社団法人ともしびatだんだん

代表理事 近藤 博子

NPO法人暮らしづくりネットワーク北芝 コーディネーター 尼野 千絵

コーディネーター

一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク 顧問 宮本 太郎
(中央大学法学部 教授)

15:50~16:00

休憩・ステージ転換(10分)

16:00~16:30

第2部 地域共生社会の実現と生活困窮者自立支援について「中間とりまとめ」を踏まえて一

地域共生社会の在り方検討会は、本年5月に「中間とりまとめ」を報告しました。このなかで改めて生活困窮者自立支援の重要性が確認されています。「自立と尊厳の確保」、「生活困窮者支援を通じた地域づくり」を大切にしてきた本支援を踏まえて、これからの包括的支援体制の在り方、多分野との協働について考えます。

登壇者

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課

生活困窮者自立支援室・地域共生社会推進室

室長 南 孝徳

日本福祉大学

学長 原田 正樹

16:30~16:40

国会議員からのエール

16:40~16:45

休憩・ステージ転換(5分)

16:45~18:00

第3部 『それで、よかよか』が響く場所 一寛容と多様性について

立花高校には様々な生きづらさを抱えた若者が入学してきます。子どもたちとの出会いの中から人とは、社会とは、育つとは、生きるとはについてお聞きします。判断が進む今日「寛容と多様性」について考えます。

講演/対談

学校法人立花学園 立花高等学校

校長 齋藤 真人

一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク 代表理事 奥田 知志

18:00

閉 会

18:30~20:30

大懇親会 (大会の現地参加申込時に事前申込が必要)

分科会1

身寄り支援 10:00～12:00

「身寄りのない人の窓口となり生活困窮者支援はどうなる？」

地域共生社会あり方検討会議では身寄りの社会化が大きな課題として取り上げられました。必要性が迫れる一方で、受付窓口が「地域包括支援センターと生活困窮者自立支援の窓口へと想定されています。さらに、入院や入所の保証問題、死後事務などの問題を支える新日常生活自立支援事業への高まる一方、財源や内容も不明なまま対象者の拡大で現場はどうなるのかと不安が広がっています。本分科会では、現場の意見や身寄りのない当事者の課題などを共有しながら命の尊厳を守る身寄り支援の在り方を交流します。

パネラー

- ①福岡市社会福祉協議会
地域福祉部事業開発課長 栗田 将行
- ②厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課
成年後見制度利用促進室 室長 占部 亮
- ③金沢市地域包括支援センターとびうめ
センター長 中 恵美
- ④NPO法人KHJ全国ひきこもり家族会連合会
代表理事 日花 睦子
(大阪虹の会)

コメンテーター

- ⑤同志社大学 社会学部 教授 永田 祐

コーディネーター

- ⑥豊中市社会福祉協議会 事務局長 勝部 麗子

分科会2

家計改善支援 10:00～12:00

「子ども若者期における家計改善支援の必要性 ―現状と実践事例―」

スマホ決済などのクレジット利用が増え、相談者の家計が把握できなくなっています。ポイントの誘い水もあり、安易にカードを利用する傾向も強まり、支援現場では金銭的にいよいよ困るまで見守るしかない現状に立ちすくんでいます。ミニ講演ははさみながら、困窮に陥らないためにはどのように予防していくのか、子どもたちの現状や取り組みの様子を現場の事例で報告してもらい、困窮者支援を通じた地域づくりにもつながる家計改善支援の役割を、参加者で模索していきます。

登壇者

- ①内閣官房参与、内閣官房全世代型社会保障構築本部
総括事務局長 山崎 史郎
- ②認定NPO法人抱樞 地域包括支援事業部
子ども・家族marugoto支援事業
伴走支援員 齋藤 直子
- ③社会福祉法人グリーンコープ長崎
家計改善支援員 西村 亜紀子
- ④石狩市社会福祉協議会 地域福祉課 個別支援係
家計相談支援員 齋藤 明子

コーディネーター

- ⑤一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク
理事 生水 裕美

分科会3

包括的支援 10:00～12:00

「自立相談支援事業の展開と課題～包括的支援体制をめざして」

制度の狭間を生まないことを掲げて創設された生活困窮者自立支援制度は、包括的支援体制づくりにおいて、中核的な役割を担うことが期待されています。居住不安定者や身寄りのない高齢者、若年層等を含め、より幅広い人々への支援が必要とされるなか、これからの自立相談支援機関の役割等について展望します。また、コロナ特例貸付のフォローアップ支援を通じて見えてきた借受人の現状や支援上の課題を共有し、多機関との連携による支援等について考えます。

パネラー

- ①尼崎市 福祉局福祉部 重層的支援推進担当課
課長 宮本 晃子
- ②那須塩原市社会福祉協議会 生活支援課
相談支援包括化推進員 柴田 直也
- ③滋賀県社会福祉協議会 副会長 谷口 郁美

コーディネーター

- ④全国社会福祉協議会 地域福祉部
部長 高橋 良太

団体紹介は右記QRコードからご覧ください



分科会4

支援者支援 10:00~12:00

「生活困窮者支援における「支援者支援」のネットワーク(機能と役割)について」

生活困窮者の支援は多岐にわたります。福祉制度の枠だけではなく、保健・医療、司法、居住や教育、就労、フードバンクや多頭飼育団体まで連携先は多く、また支援者側に経験がない新しいニーズに日々直面します。そこで「断らない相談」を実現していくためには支援者支援のネットワークが大切です。従来のスーパービジョンではなく、参加者相互で課題や情報を共有し、それぞれの知恵を学びあうコンサルテーションが行われています。ただしこのような支援者支援の仕組みはすべての都道府県にあるわけではありません。本分科会は、各地の取り組みを共有しながら、その機能や役割について掘り下げます。

パネラー

①長野県社会福祉協議会 相談事業支援センター

本藤 久道

②北海道生活困窮者自立支援ネットワークどうねっと

一般社団法人北海道ねっとわーく 佐渡 洋子

コメンテーター

③厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課

生活困窮者自立支援室・地域共生社会推進室

室長 南 孝徳

④生活困窮者自立支援全国ネットワーク 理事

かながわ生活困窮者自立支援ネットワーク川崎事務局

鈴木 晶子

コーディネーター

⑤日本福祉大学

学長 原田 正樹

分科会5

罪に問われた人の支援 10:00~12:00

「罪に問われた人の社会復帰支援: 刑事司法と地域社会をつなぐには」

罪に問われた人の社会復帰支援は新たな局面を迎えています。平成29年に「保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方」が「地域福祉計画に盛り込むべき事項」とされた一方で、「地方再犯防止推進計画の策定」が自治体の努力義務とされました。令和7年6月からは115年ぶりの刑法改正で「拘禁刑」が導入されました。本分科会では、実は身近な罪に問われた人の支援について様々な観点から検討します。

パネラー

①法務省 保護局観察課

処遇企画官 大日向 秀文

②長崎大学大学院 医歯薬学総合研究科

教授 大西 真由美

③豊田市 市長公室東京事務所

所長 橋本 一磨

④NPO法人ホームレス支援全国ネットワーク

事務局 山田 耕司

コーディネーター

⑤NPO法人くらし応援ネットワーク

相談員 丹羽 宏太

分科会6

対人援助論 10:00~12:00

「専門官と一緒に私たちができる”包括的な相談支援”を考えよう！」

厚生労働省では外部の実践者や有識者の専門官が、様々な事業に日々従事し、支援現場と政策を結びつける役割を担っています。本分科会では、そんな愉快で現場が大好きな専門官が集まり、担当事業のHOT Topicsを持ち寄り、相談支援現場における「包括的な相談支援ってどういうこと?」「私たち支援員が大切にすることって?」を会場の皆さんと”楽しく”一緒に考えたいと思います。経験が浅い人も長い人もどうぞお越しを! #ひきこもりハンドブック#女性新法#自立と自律#倫理と価値#多職種連携#支援ののりしろ

登壇者

①厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課

女性支援室

女性支援専門官

池田 恭子

②厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課

ひきこもり支援専門官

佐野 茂樹

③厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課

地域共生推進室

支援推進官

野川 すみれ

④厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課

生活困窮者自立支援室 就労支援専門官

鈴木 由美

午前分科会	午後分科会	配信・アーカイブ
分科会1	分科会7	○あり
分科会2	分科会8	○あり
分科会3	分科会9	○あり
分科会4	分科会10	○あり
分科会5	分科会11	○あり
分科会6	分科会12	×なし

分科会7

子ども若者支援 13:00~15:00

「繁華街に集まる若者たちの課題と支援を考える」

新宿歌舞伎町の「トー横」、名古屋の栄の「ドン横」、大阪ミナミの「グリ下」等、繁華街に集まる若者たちの課題と支援が社会的な課題となっています。家庭の貧困や養育の脆弱さ、孤立や居場所のなさなど若者たちが繁華街に集うに至った課題と共に、犯罪や薬物使用、性被害・売春など繁華街に集うことによって起こるさまざまな問題が注目を集めています。一方で、支援に関しては民間団体の活動が中心であり、行政の取り組みや連携は緒についたばかりです。また民間団体の活動についても、玉石混交です。本分科会では、実際に支援に取り組む団体や公的支援に関わる登壇者からの報告を通じて、繁華街に集まる若者たちの課題と支援を考えます。

パネラー

①一般社団法人若草プロジェクト

②認定NPO法人D×P

理事 牧田 史

理事長 今井 紀明

③大阪市中央区役所 保健福祉課

課長代理 柴田 大樹

コーディネーター

④認定NPO法人スチューデント・サポート・フェイス

代表理事 谷口 仁史

分科会8

就労支援 13:00~15:00

「居場所的仕事からGAFAM雇用まで人にあわせてしごとをつくる」

生活保護における就労可能世帯層の増加を受けて、自立相談における就労支援、就労準備支援、認定就労訓練の3事業を配置して、就労支援を大きな柱とした生活困窮者自立支援法ですが、目論見通りの成果を上げているとは言えません。働きづらさを抱える方々の状況は千差万別で、その個性性に寄り添った支援が求められますが、アセスメント、体験的就労、企業開拓それぞれに課題を抱えたまま現在に至っています。本分科会では、居場所的仕事から巨大企業の就労支援に至る挑戦を紹介し、ブレイクスルーへの道を探ります。

パネラー

①NPO法人ユニバーサル就労ネットワークちば

②日本財団

理事長 平田 智子

公益事業部シニアオフィサー 竹村 利道

③一般社団法人NIMO ALCAMO

代表理事 古市 邦人

④NPO法人ワークフェア

代表理事 柳谷 君彦

コーディネーター

⑤慶應義塾大学 経済学部

教授 駒村 康平

分科会9

居住支援 13:00~15:00

「単身化に対応する居住支援 一居住サポート住宅と地域居住支援事業を考える」

「身内の責任」が強調される日本社会。「家族・身内」を前提に制度等は構築されてきました。単身世帯が約4割となるなかで居住支援が課題となっています。空き家が増加する一方で「単身者には貸したくても貸せない」という大家が増えています。これらを受け本年4月には改正「生困法」が施行され「地域居住支援事業」が拡充され、さらに10月には改正「住宅セーフティーネット法」による「居住サポート住宅」が始まりました。両制度を活用しつつ今後の居住支援体制をどう構築するかを議論します。

ミニ講演

①日本福祉大学 福祉経営学部 医療・福祉マネジメント学科

教授 藤森 克彦

パネラー

②厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課

③国土交通省住宅局 安心居住推進課

生活困窮者自立支援室・地域共生社会推進室

課長 田中 規倫

室長 南 孝徳

④法務省保護局更生保護振興課

地域連携・社会復帰支援室長 林 寛之

コメンテーター

⑤NPO法人やどかりプラス

理事長 芝田 淳

コーディネーター

⑥認定NPO法人抱樞

理事長 奥田 知志

※共催：一般社団法人全国居住支援法人協議会

分科会10

被災者支援 13:00~15:00

「災害法制に位置づいた福祉 ー生活困窮者自立支援はどうする?ー」

2025年5月28日に災害対策基本法や災害救助法が改正され、約70年ぶりの救助メニューの追加として「福祉サービスの提供」が規定されました。同日発表された「『地域共生社会の在り方検討会議』中間とりまとめ」では防災分野とも連携を図って包括的な支援体制の整備を行うことや、平時からのDWAT(災害派遣福祉チーム)の体制強化が必要だとされました。生活困窮者自立支援にかかわる私たちはどのように備え活動すればいいのかを考えます。

パネラー

- ①厚生労働省 大臣官房厚生科学課 災害等危機管理対策室 室長 土岐 祥蔵
- ②独立行政法人国立健康危機管理研究機構 危機管理・運営局 DMAT事務局 災害等危機管理対策第一課 災害等危機管理対策専門職 是枝 大輔
- ③北島法律事務所 弁護士・社会福祉士 北島 正悟
- ④上智大学 総合人間科学部 社会福祉学科 准教授 鍋木 奈津子

コーディネーター

- ⑤大阪公立大学 大学院文学研究科 准教授 菅野 拓

分科会11

自治体・連携 13:00~15:00

「市場に参与して必要な支援サービスを作り出す ~自治体の役割と施策分野・部門間の連携~」

行政事務や活動の民営化や民間化とともに、「市場の失敗」を是正し公正を実現するための行政の新たな役割が話題になっています。市場との関係が不可欠な居住支援や就労支援は自治体ならではの役割と出番を求めています。課題の多い民間賃貸住宅市場に向き合う居住支援。新たな「あり方」を探る労働市場再編の只中で、地域企業等の「限界」とも言える雇用システムに向き合う就労支援。事例を交えて、「市場の失敗」に向き合う公私協働、問われる自治体の役割や制度設計のヒントを探ります。

パネラー

- ①一般社団法人北海道総合研究調査会(HIT) 調査部長・東京事務所長 切通 聖太郎
- ②東京大学先端科学技術研究センター社会包摂システム分野 特任助教 松清 あゆみ
- ③合同会社PSCプラス(パーソナルサポートセンター部長兼務) 営業 後藤 美枝

パネラー兼コーディネーター

- ④A'ワーク創造館(大阪地域職業訓練センター) 副館長 西岡 正次

分科会12

多職種連携 13:00~15:00

「つながって支えあう滋賀の実践~福祉・医療・司法の連携~」

それぞれの地域でつくってきたネットワークの活動やつながりの実践を学びつつ、次世代の実践者が主役となり、それを次の世代につなげて広げていくことが必要です。その物語のはじまりとして、滋賀の特色である福祉、医療や司法など多職種の実践者が集まり、それぞれの思いを語り合います。参加される皆さんが、「このままでいいんだ」ではなく、「よし、やってみよう」と気づきを得られるよう、それぞれの思いを分かち合う場に参加しませんか。

登壇者

- ①こうとう法律事務所 弁護士・社会福祉士 藤田 祐介
- ②滋賀県社会福祉協議会 地域福祉課地域養護・はぐくみ係 主任 栗野 友美佳
- ③滋賀県湖東健康福祉事務所 彦根保健所 地域保健福祉係 主査(精神保健福祉士) 池田 健太郎
- ④甲賀市役所 健康福祉部地域共生社会推進課 係長 中井 浩喜
- ⑤NPO法人滋賀県社会就労事業振興センター 公益事業部 コーディネーター 平岡 章博

コーディネーター

- ⑥龍谷大学 社会学部 教授 山口 浩次

11/9(日)

15:10~16:00

にまとめの全体会を開催します。 ※詳細は後日HP上でお知らせします。

会場(交通)のご案内



- 1日目
全体会
滋賀県立芸術劇場 びわ湖ホール 大ホール 〒520-0806 滋賀県大津市打出浜1-1
 [アクセス方法] JR琵琶湖線(東海道本線)「大津駅」下車、バスで約5~7分、徒歩約20分/
 JR琵琶湖線(東海道本線)「膳所駅」下車、徒歩約15分。京阪電車(石場駅下車)と徒歩で約5分
- 大懇親会
琵琶湖ホテル 〒520-0041 滋賀県大津市浜町2-40
 [アクセス方法] JR琵琶湖線(東海道本線)「大津駅」から、徒歩約10分
- 2日目
分科会/
業上の
全体会
龍谷大学 瀬田キャンパス 〒520-2123 滋賀県大津市瀬田大江町横谷1-5
 [アクセス方法] JR琵琶湖線「瀬田」駅下車、バス約8分 ※当日は臨時バス運行予定

参加申し込み方法のご案内

お申込みは下記専用ページよりお申込みいただけます。

■ **困窮者支援情報共有サイト~みんなつながるネットワーク~**

URL <https://minna-tunagaru.jp/> (大会案内パンナーよりお申込みください)



■ 銀行振込を選択された場合。振込手数料はご負担ください。

1. 参加申し込みフォームで次の3つのお支払い方法を選択してください。①クレジットカード、②コンビニ決済(ファミリーマート、ローソン、ミニストップ、セイコーマート)、③銀行振込。
2. 参加申込フォームに表示されている金額をお支払いいただきます。クレジットカードの場合は即時決済されます。他のお支払い方法を選択された方には、個別にご案内メールをお届けしますので、支払期日までにお支払ください。
3. 入金確認後、入金確認のメールをお届けします。
4. その後も、大会関係のご案内や、現地参加者やオンライン参加者に向けてのご案内を都度メールで差し上げます。もしメールアドレスの変更を希望される場合にはお早めにご連絡ください。

申込 締切日	現地参加 の場合	2025年10月17日(金) <small>※定員になり次第締切</small>	オンライン参加 の場合	2025年10月31日(金)
-------------------	---------------------	--	------------------------	-----------------------

厚生労働省委託事業

**参加申込や
内容に関する
お問い合わせ先**

「生活困窮者自立支援全国研究交流大会」
 事務局: 全国コミュニティライフサポートセンター (CLC)
 〒983-0045 宮城県仙台市宮城野区宮城野1-7-7
 TEL/022-727-8730 FAX/022-727-8737 大会URL: <https://minna-tunagaru.jp/>

**参加費・
請求書発行、
会員申し込みに
ついて**

一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク

当団体の会員を募集しています。
 会員相互の活動として、就労・家計・子ども若者の3つの部会があり、
 横のつながりや研修などが行われています。是非部会にもお申込ください。
 URL: <https://life-poor-support-japan.net/join/>



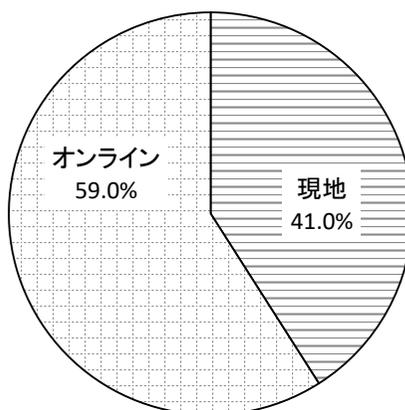
〒169-0072 東京都新宿区大久保2-4-15 サンライズ新宿3階 TEL/03-3232-6131

第12回生活困窮者自立支援全国研究交流大会

2025年11月8日、9日【参加者属性】 n=1276

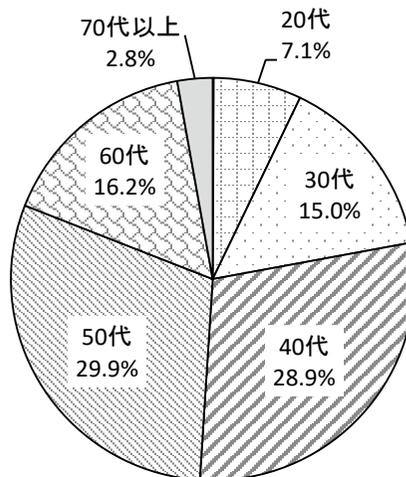
①参加形態

現地	523	41.0%
オンライン	753	59.0%
合計	1,276	100.0%

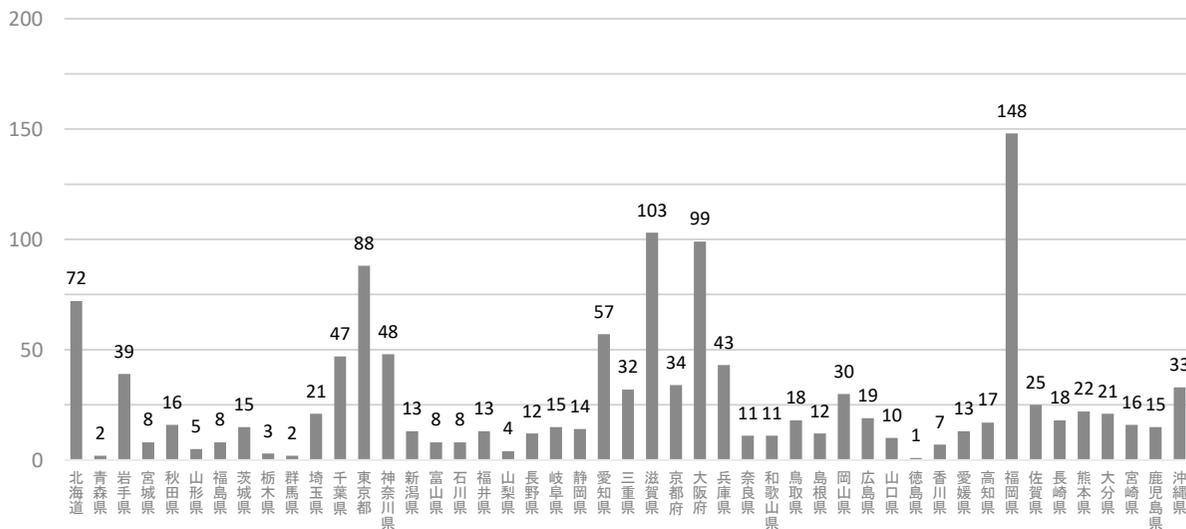


②年代

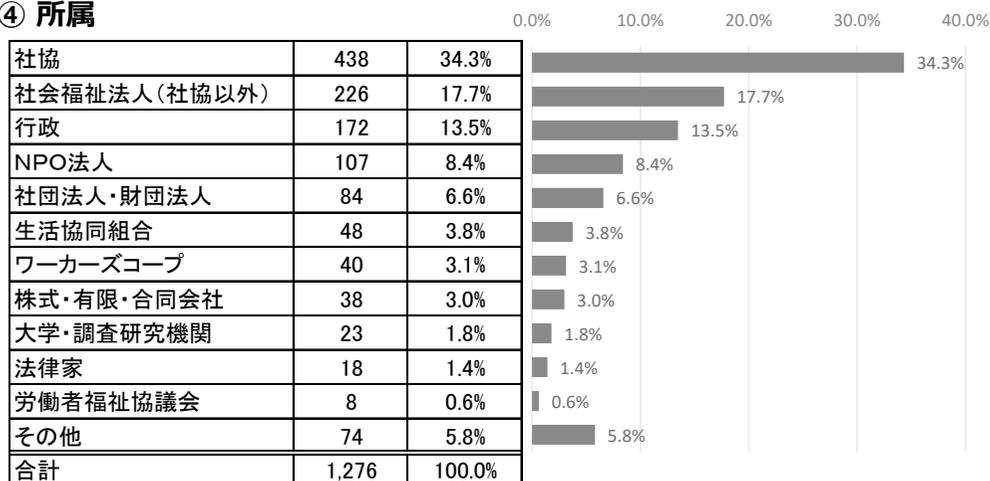
10代	1	0.1%
20代	90	7.1%
30代	191	15.0%
40代	369	28.9%
50代	382	29.9%
60代	207	16.2%
70代以上	36	2.8%
合計	1,276	100.0%



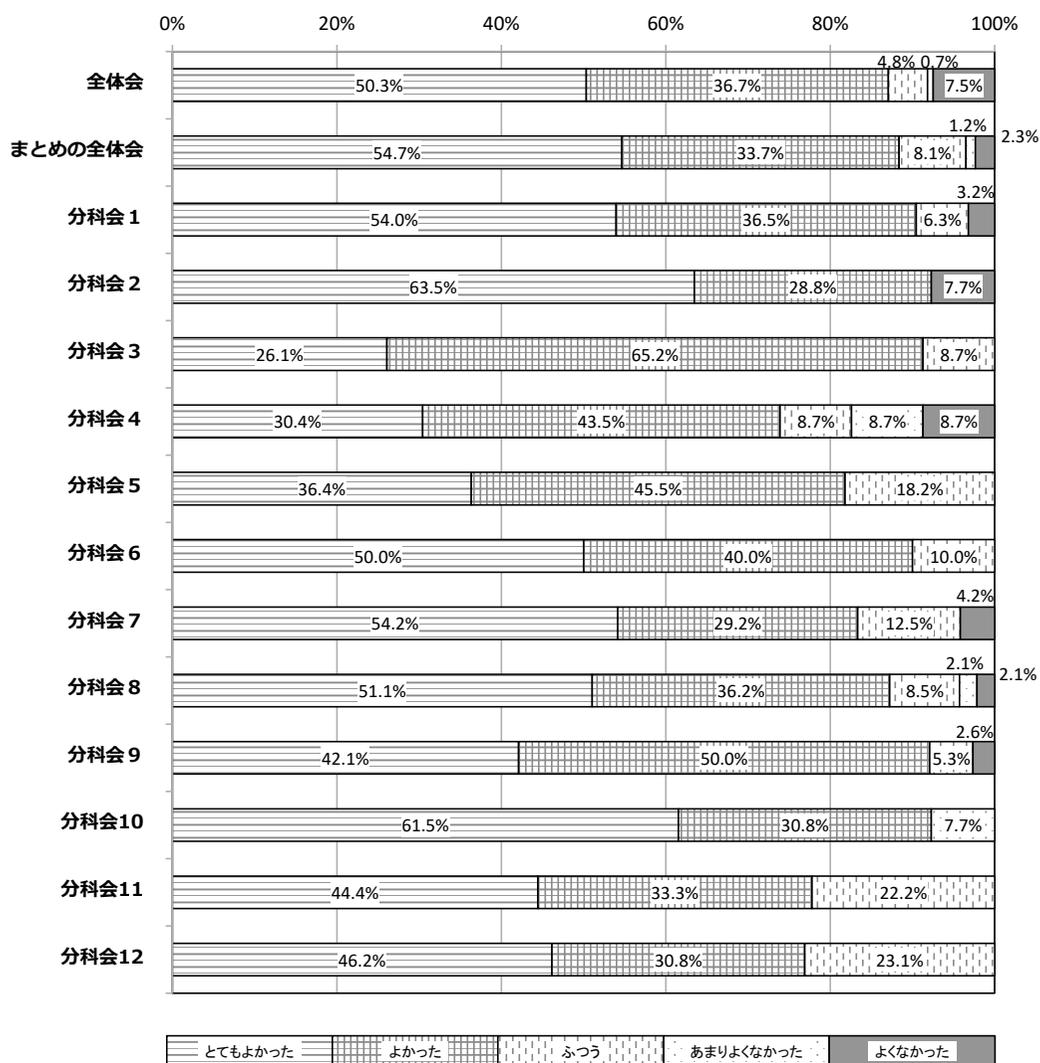
③地域



④ 所属



【 全体会・分科会のプログラム内容について 】



※“該当しない”を除いて算出

アンケート自由記述

【第1部】

『こども・若者の困窮に向き合う』について

阿部先生の基調講演は、格差が大きくなっていると感じていたことが数値で示され、理解できました。政策に反映されることを期待します。

若者の支援は「相談」ではなく「雑談」が大切だと気づきました。日頃の業務でもまさにそうだなあと感じています。雑談から若者の生活をどうしていくのか、支援者として改めて考えていきたいと感じました。

支援を手放すというとても興味深いテーマで、地域づくりの大切さがとても伝わりました。

資料を通して、若い世代の貧困は減少している一方で、孤立が増えていることを知り、とても印象に残った。また、若者支援の居場所づくりについて、地域の人々や民間団体と連携し、柔軟に取り組んでいる点に感心した。「困っている子を探す」ことよりも、さまざまな子どもが安心して集まれる場をつくり、話したいと思えたときに自然と大人とつながれることが大切だと感じた。

再認識したのは、若者支援において重要なのは「制度か、制度でないか」ではなく、若者のニーズを見失わない制度の構築、そして若者との関係性をどう築き、丸ごと引き継ぐ連携のあり方という点である。若者のニーズを見失わず、制度の中でしか担えない専門性や柔軟な活動、その両方が必要であることを理解した。また、安心できる場だからこそ、関わりの積み重ねこそが、若者の回復や変化につながるという点を忘れてはいけないと感じた。

【第2部】『地域共生社会の実現と生活困窮者自立支援について —「中間とりまとめ」を踏まえて—』について

南室長と原田先生のトークにより、社会福祉法改正に向けた議論の内容がとても分かりやすかったです。

地域共生社会の実現と生活困窮者自立支援に関する中間とりまとめを通して、支援のあり方が制度の枠を超えて人と人がつながることを重視している点に強く共感しました。今後は立場や制度の違いを超えて、地域の中で人と人がつながり支えあえるような関係づくりに自分も関わっていききたいと感じました。

包括的支援体制や支援会議を活用することで、関係機関がつながりやすくなり、支援の幅が広がると感じた。また、事業の縦割りを超えて「横ぐし」を通すような連携が取れることで、より柔軟で実情に合った支援ができると思った。地域や制度をこえて支え合う仕組みの大切さを改めて実感した。

【国会議員からのエール】について

議員さんが関心を持って政治の世界でより良い福祉制度を構築していただいていることを力強く感じました。

処遇改善に期待したいです。保証人のいない人や緊急連絡先のない人の支援がスムーズに行く制度を検討していただきたいと思いました。

【第3部】

『それで、よかよか』が響く場所—寛容と多様性について

立ち上がりたいというタイミングにつかまる手があるかどうかの支援など、たくさんの気づきやヒントがあり、頑張ろうと思える時間でした。もっと聞きたかったです。

できないことを嘆くより、できることを認めていこう、に共感しました。地域の中に助けてと言って助けてくれる人がいる。当たり前だと思わないこと、お互い励ましあっていくことが今からも必要だと感じました。

齋藤先生のお話から、人としての温かさを強く感じ、大変感動しました。「よかよか」と肯定してあげる姿勢や、介入型の支援ではなく本人の現状を丁寧に評価する姿勢には、多くの気づきがありました。結局、人と人とのつながりによって成り立っているのだと、改めて実感することができました。

過度に介入することは、私も自立の妨げになると思った。100回の「頑張れ」よりも、1回の「よう頑張ってるね!」という言葉かけ、共感的理解の大切さを学んだ。

【分科会1】

身寄り支援について

充実した内容で大変学びになりました。身寄り問題では一緒に考えていくことの重要性を実感しました。福岡市社協様の、新たな資源づくりはとても素晴らしいと思います。一人でも安心して生き続けられる社会が構築されることを望んでいます。

社協職員として考えさせられた内容でした。地域によって格差があってははいけませんが、スクラップ&ビルドしていくには、いろんな方々の力やエネルギーが必要です。この街に住んでよかったと思えるような地域づくりができるよう尽力していきたいと思いました。

身寄りのない高齢者の保証人、死後事務問題はどの地域にもあり、解決すべき課題の一つであることは間違いないが、サービスを受けられる地域に格差があることも現実で、そういった格差を埋められるよう、どの地域でも生活しやすくなると良いなと感じました。

多機関での連携の必要性は再認識した。他機関の中に地域住民が入ってもらえるような、支え合いができる地域づくりにも取り組みを強化しなければならないということも再認識できた。その巻き込み先を多くするためにも、地域課題、ニーズ調査の必要性を感じた。

【分科会2】

家計改善支援について

生活困窮からの脱却を目指す【家計改善支援】から、生活困窮に陥ることを予防する【家計改善支援】の取り組みをお聞きできました。どんなに立派な夢を描いていても、日常生活が確保できなければ夢は終わる。まさに、家計は生き方そのものと、痛感します。「相談者自身が、未来を考えることを楽しめる」姿を目標として取組みたいと思いました。

学校と取り組むとは目から鱗でした。家計支援は大人にするものと思っていました。しかし、親から教わってこなかった、親も借金が当たり前という若者が多くなったなどモヤモヤしてました。困難になる前にアプローチできれば、もっと豊かな生活に向けて生きていく社会になると感じました。

子供に対するお金への教育について様々な工夫が見えました。大人であっても今の子供以上に知らない、教わっていないという人が困窮につながっていると感じています。健康保険、保険、年金、などその場で実感のない支出には特に意識がないものと思います。子供へのやり方をそういった方にも援用できないかと考えるところがあります。

どの報告も学びが多かった。困ったときに「助けて」と言えるためにはその練習が必要、お金の学校の取り組みや金銭教育では生徒からの感想や体験により学びの実践を通じて「知らない→知った」ことで本人の意識も大きく変わり今後につながっていくことの重要性を深めることができました。

【分科会3】 包括的支援について

包括的支援体制を考えていく中でキーワードとなる「連携・協働」について、重要性だけでなく進め方（方法）を尼崎市や那須塩原市社協から紹介いただき勉強になった。また、滋賀県社協の調査報告はとても参考になり、当県でも似たような課題があったり、県ならではの特徵も見られると思った。県内の調査内容を分析し、ニーズを拾っていきたい。

先進事例を学び、断らない支援、ICTの活用、地域との協働、信頼の可視化と言った視点から、今後の包括的支援体制の後押しになるものであると感じました。

コロナ貸付フォローアップ支援の調査結果が聞いてよかった。訪問が償還などの不安解消に良い効果があることも知ることができた。

課題の奥にある何か、支援者からは見えていても、相談者は見られたくなく、触れられたくない事も多い。課題を抱えたままでも、自分らしく楽しく生きていくための支援ができればと思いました。

【分科会4】 支援者支援について

何も分からない状態から支援者になったため、「支援者の支援」とは何だろう?と思い参加しました。コメンテーターの方々の話を伺って理解できました。人材育成、メンタルケア、支援ツールなど様々な形での支援を構築するための方法を知ることができました。このような取り組みが全国に広がることを希望します。

支援者支援の取り組みとしては、長野県社協の「まいさぼ」の支援者支援（3つの柱）が参考になりました。支援者がバーンアウトしないために「働きやすい環境づくり」が重要であると考えます。また、「どうねっと」の「ニーズ調査」から相談員が感じていることやどんな研修に関心があるかなども参考となるところがたくさんありました。

支援者支援をやろうと思ってやるのではなく、常日頃からの情報交換が中心になるのだなと改めて感じました。

各立場からの話をお聞きできてよかったです。助けられ上手というワードが印象的でした。よそにはどんな仕組みがあるか、興味深いです。

【分科会5】 罪に問われた人の支援について

刑事司法の在り方が変わり、禁固刑などの拘禁系刑罰が一本化される中で、入所者に対して個別にプログラム化された支援が行われていることを学びました。また、刑務所から企業への出勤などを通じた社会復帰の取り組みも紹介され、現場での工夫や支援の具体的な形を知ることができ、他国の刑務所なども紹介されて興味深かったです。

地域生活定着支援センターや保護観察所の皆様と連携した取り組みをしており、自分の活動を振り返る機会となりました。よりよい弁護士制度は全国に普及して欲しいです。

矯正と保護の連携が非常に重要だと感じましたが、地域移行、帰住の部分で、福祉側にもまだ課題があると知りました。

成年後見を担う NPO 団体にも関わっております。最後のご意見で「出所者に対する診断書の必要性」に同意見でした。診断書を取りたくても費用がかかり、それに対する補助がないと申し立ても出来ない現状があります。出所される方はすでに困窮者である事例が多くあります。法と制度の整備に期待します。

【分科会6】 対人援助論について

厚生労働省で働いておられる方のお人柄にも触れることができ、新鮮な分科会でした。現場で経験されてきたことも知ることができて親近感がありました。包括的な相談支援とは、支援者が代弁しすぎない、やりすぎないことが大事。アセスメントは本人を知るために大事なことで日々の支援を振り返るきっかけになりました。

国の福祉のトップが、こんなにかっこいい人達だと思いませんでした。自分達より、情熱を持って福祉に取り組んでいるはずないと思っていたので、負けた…とってしまいました。でも、それが嬉しかったです。明日から頑張ろうって思える時間でした。

面白くてあっという間の2時間でした。本人が傷を負って相談に来ていることを忘れずに本人の希望に添いながら、頼れる先を増やして行けるよう頑張りたいと思います。

すごく良かった。みなさん実践されてるからこそのお話でした。多機関連携においては、多々ケンカになるんですが、これからもがんがんケンカ（意見）共有して行きたいと思います！できれば、縦割り行政向けに全国の都道府県に4名の方で対人援助論行脚していただければと思いました。

**【分科会7】
子ども若者支援について**

繁華街に集まる若者の中には、家庭や学校で安心できる居場所がなく、夜の街に居場所を求めているケースがあることを知りました。価値観のチャンネルを合わせ、何気ない声掛けや継続的なかわりが信頼関係につながり、支援への第一歩になる点が印象に残りました。若者を一方的に指導するのではなく、本人の気持ちを尊重しながら関係機関と連携して支援する事、協力体制を築き上げていくことも重要だと学びました。

尊敬できる大人像が失われている今、どのようにして子供たちの成長を見守ることができるのか？親だけではなく、地域で子どもを守っていく取り組みが必要と感じました。そして制度、金銭面だけではない安心して暮らせる日本であってほしいと心から望みます。

佐賀や大阪での取り組み、また、若草プロジェクトの皆さんの取り組みを聞き、より広い視野を得られたように思う。日頃は目先の相談者の支援で精一杯だが、どこかで立ち止まって今回の内容を思い出して、さらに活かしていけたらと思う。

家族に課せられた負担について考える必要を感じました。地域共生社会の実現による改善をいかに図るかが課題として感じられました。

**【分科会8】
就労支援について**

分かりやすかったです。就労支援は働きに行くこと、という固定概念であったため、就労支援の内容に自宅でできる内職というのがとても参考になりました。「人に合わせた仕事」を今後考える視点で、古市さんのように24時間の活動できる仕事と連携することが大切だと感じました。

さまざまな法人の取組がとても新鮮で興味深かった。また、困窮制度における就労準備支援や中間就労等の取組はあるが、「ずっと居場所的なことを求めているのではない」という話に強く共感した。重層事業の参加支援においても、居場所はあくまでも通過点だと認識している。その取組にたどりつくまでの視点や発想は特に学びが大きかった。

就労準備支援について、地域性で考えると企業の小ささは仕方ないことと思っていましたが、地域の特色を活かした仕事を考える等検討していくことがあることがわかりました。

異分野であっても顔を出すことで、連携がすすむことがある。企業開拓は、積極的に集まりなどに顔を出すこと、動き続けること、働きかけ続けることが大事だと分かりました。

**【分科会9】
居住支援について**

様々な立場の方からの実情についてもQ & Aがあり、とても学びになりました。見守り支援についても、より質を高めた支援が求められると考えます。

居住サポート住宅の仕組みと、それが経済的困窮者だけに向けたものではなく、孤立により擁護を必要としている方のための事業でもあることがよく分かりました。また、地域居住支援事業により、その日住むところがない方を柔軟に受け入れ自立支援を行いながら地域での生活継続をより一層強化していきたいという厚労省の意向も分かりました。

今日住む場所が無い人が減っていない現状、居住に関する事業や今後の住まいに関わる社会資源、地域社会に迫りくる今後の地域社会体系について学びになりました。共管になったとはいえ住宅関係の部局は協働や困り感が無く困窮部署と気持ちの共感が持てていない状況で、行政にこういった研修に参加して欲しいと感じました。

居住支援の必要性や今後、居住支援法人や居住支援協議会との連携の必要性を強く感じたため、市に居住支援協議会の設置を働きかけていきたいと思いました。

【分科会 10】 被災者支援について

災害対策基本法に福祉の支援が明記されたことは知っていたが、実際どのようなニーズがあり支援を行う必要があるのか具体的に学ぶことができ良かったです。「餅は餅屋」は多職種連携を意味し、その分野の専門家と協力しながら進める事が今更ながら認識できた。医療、法律、行政の各分野の方々の貴重なお話を有難うございました。

能登半島地震で他県の施設に避難された方がそのまま地元に戻れず亡くなった話を聞き、避難後をいかに元の生活に近い環境で過ごすことが大事かということを理解しました。災害被災者支援は医療・福祉・行政が一体となり連携することが必要です。平時から生活困窮者の支援に関する議論が必要になってくると感じました。

「分野横断」ができていないというのが課題だったので、支援調整会議や支援会議を活用するというヒントがもたらされた。会議内で災害時を意識した体制作り、地域づくりの議論ができるような内容を検討したいと思った。

2年前に携わった福祉計画に災害福祉を組み込むことを考えましたが、残念ながら時期尚早と諦めました。それだけ行政の災害福祉に関する理解は進んでいない。今回の話を聞き、改めて災害福祉の重要性を実感しました。

【分科会 11】 自治体・連携について

分権的・創造的をあらためて理解し、今後の行政との共働に取り組んでいきたいと思った。

長短時間雇用モデル、得意・強み・スキルを必要とする雇用先へ提供などの話が特に良かった。

サブリース、長短時間雇用など、とても勉強になりました。

いかにいろんな機関と対話をしていくかが大切だとあらためて気づきました。

**【分科会 12】
多職種連携について**

今回初めてピカジップ方式という事例検討を知れただけでなく、さらにライブで拝見する事ができ、一緒に参加しているような気持ちになり楽しかった。個人的にコーチングを学んでいる事もあり、ピカジップはAIにはできない可能性を秘めていると思う。支援者が互いの人間力をリスペクトできる関係性の構築こそ必要だと感じた。

楽しく、実り多い分科会でした。ピカジップ方式のもと滋賀で活躍されておられる方がたの実践、人柄に触れることができ、とても有意義でした。参加者間の話し合いは日頃の思いを伝えあう場にもなりました。多職種連携は「実践を深め合い、共に考える場をつくる」ことが大切だと実感しました。

事例検討会の新たな方法として、すぐに実践出来る手法であると思いました。検討会など、発言する人などが決まってしまう、時間なく全員の意見を聞けない事が多いのですが、この手法であれば全員の意見を時間内に聞け、まとめることも出来るため良いと思いました。とにかく楽しかったです。

あるある問題で悩んでいるのが自分だけではないと思い安心しました。グループワークはやはり良いです。

**【まとめの全体会】
『地域共生社会とは何か』について**

大会のまとめとして、楽しく拝聴しました。特に、奥田さんのお話は分かりやすく、素人にも腑に落ちるものがありました。教養とは、人の心が分かること、とは確かにその通りだと思います。知識があっても、人の心を掴めなくてはこの仕事はできませんので、そのことを肝に銘じ、よかよかと寛容な気持ちでこれからも望んでいきたいと思えます。

重層事業の担当です。原田学長の「役割“分担”ではなく役割を“重複”させていくことが大切」という言葉がとても印象的で、ハッとさせられました。また、生活困窮の3条問題に違和感がありましたが、奥田理事長の「困窮だけで考えるのではなく、だからこそ全体で考えていく必要がある」という趣旨のコメントに気付かされるが多かったです。

困った時に「制度」だけでなく、「人と人のつながり」で支え、行政・地域・民間・住民が一緒になって課題を解決する。年齢・障がい・国籍・経済状況などに関わらず、誰もが地域の一員として支え合い、安心して暮らせる社会、地域全体で支えあい、誰一人取り残さない社会を目指す考え方をもって日々の仕事に取り組んでいけたらと思いました。

包括的と重層的を短時間で丁寧の説明いただき理解が深まりました。断らない支援は解決は見えないが一緒に考えることと言われ少し肩の荷が下りました。家族的繋がりで多くの支援者をつながることの大切さを知りました。

現地実行委員会 所属団体一覧
社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会
龍谷大学
社会福祉法人大津市社会福祉協議会
滋賀県
滋賀弁護士会
滋賀県精神保健福祉センター
滋賀県社会就労事業振興センター
守山市
高島市
やさしいまちづくり総合研究所

一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク役員一覧

役 職	氏 名	所 属
代表理事	阿部 守一	長野県知事
代表理事	奥田 知志	認定 NPO 法人 抱樸
代表理事	新保 美香	明治学院大学
理事	池田 徹	社会福祉法人 生活クラブ風の村
理事	櫛部 武俊	一般社団法人 釧路社会的企業創造協議会
理事	渋谷 篤男	日本福祉大学
理事	生水 裕美	一般社団法人 いのち支える自殺対策推進センター
理事	鈴木 晶子	認定 NPO 法人 フリースペースたまりば
理事	高橋 良太	社会福祉法人 全国社会福祉協議会
理事	田嶋 康利	日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会
理事	谷口 仁史	認定 NPO 法人 スチューデント・サポート・フェイス
理事	新里 宏二	新里・鈴木法律事務所
理事	西岡 正次	A'ワーク創造館（大阪地域職業訓練センター）
理事	原田 正樹	日本福祉大学
監事	駒村 康平	慶應義塾大学
研究・研修委員	鍋木 奈津子	上智大学
研究・研修委員	五石 敬路	大阪公立大学
研究・研修委員	菅野 拓	大阪公立大学
顧問	岡崎 誠也	
顧問	鈴木 俊彦	
顧問	宮本 太郎	
顧問	村木 厚子	
顧問	山崎 史郎	
事務局長	行岡みち子	グリーンコープ生活協同組合連合会
事務局次長	池田 昌弘	NPO 法人 全国コミュニティライフサポートセンター

「第12回 生活困窮者自立支援全国研究交流大会」報告書

2026年2月27日

一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク

〒169-0072

東京都新宿区大久保2-4-15 サンライズ新宿3階

TEL 03-3232-6131 FAX 092-481-7886

E-mail info@life-poor-support-japan.net

URL <https://www.life-poor-support-japan.net/>

編集／全国コミュニティライフサポートセンター

デザイン・印刷／東北紙工株式会社

「第12回 生活困窮者自立支援全国研究交流大会」報告書

一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク